

第26回平成21年9月与謝野町定例会会議録(第12号)

招集年月日 平成21年10月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時06分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第132号 平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定に

		ついて	(質疑～表決)
日程第 2	議案第 1 3 3 号	平成 2 0 年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定について	(質疑～表決)
日程第 3	議案第 1 3 4 号	平成 2 0 年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	(質疑～表決)
日程第 4	議案第 1 3 5 号	平成 2 0 年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	(質疑～表決)
日程第 5	議案第 1 3 6 号	平成 2 0 年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	(質疑～表決)
日程第 6	議案第 1 3 7 号	平成 2 0 年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	(質疑～表決)
日程第 7	議案第 1 3 8 号	平成 2 0 年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	(質疑～表決)
日程第 8	議案第 1 3 9 号	平成 2 0 年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	(質疑～表決)
日程第 9	議案第 1 4 0 号	平成 2 0 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	(質疑～表決)
日程第 1 0	議案第 1 4 1 号	平成 2 0 年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定について	(質疑～表決)
日程第 1 1	議案第 1 4 2 号	平成 2 0 年度与謝野町水道事業会計決算認定について	(質疑～表決)
日程第 1 2	請願第 2 号	肝炎対策基本法の制定に関する請願書	(委員長報告～表決)
日程第 1 3	意見書案第 3 号	葉害 C 型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書 (案)	(提案～表決)
日程第 1 4		議員派遣報告	
日程第 1 5		議員派遣の件	
日程第 1 6		閉会中の継続審査 (調査) 申出書	

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さんおはようございます。

せんだっての台風18号であります。かつてない大きな台風ということで、警戒をしております。近畿地方へも直撃というふうなことで、皆さん、大変警戒していただいたというわけです。ありますけれども、本町におきましては、本当にこれといった災害もなく過ぎていきましたので、大変よかったなというふうに思っております。夜を徹して警戒に当たっていただきました課長さん初め職員の皆さんに心から敬意を表したいと、感謝を申し上げたいというふうに思います。

それから9月定例会でありますけれども、大詰めを迎えてまいりました。本日すべてを議したいと思っておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第132号 平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小林議員。

5番(小林庸夫) 皆さんおはようございます。

それでは、宅地造成事業の特別会計につきましての質問をさせていただきたいと思います。

せんだっての、この与謝野町報9月号を見せていただきまして、その中に与謝野町の分譲宅地という形で、建設課のPRが載ってまして、それを拝見させていただきまして、ちょっと一、二、課長に質問を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

この中で三河内の大道団地でありますとか、算所の団地、岡田団地、寺田団地、日吉ヶ丘団地、福井小井根団地と、こういう5カ所の分譲宅地の販売の広告が出ているわけでございますが、三河内の大道団地につきましては、下水道の受益者分担金、水道加入負担金を含んだ価格であるということがうたっておりますし、後の分につきましては、ともに加悦地区の分でございますが、水道加入負担金でありますとか、下水道受益者分担金が別途必要という形が小さい文字で書いてあるんですが、どういうんですか、買う方にすれば、やはり一つの込み込みというんですか、そういうような価格で表示される方がなじみやすいんじゃないかなと、いわゆる安いと思って検討されたら、別に、また、こういったものがかかってくるというような形で、一体幾らかかるのかなというような、平米400円という形のことではございますが、下水道につきましては、そういうこともございますし、ちょっと課長のお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

議長(森本敏軌) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) おはようございます。

議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

今、町報よさの方で掲載をさせていただいた物件の中につきましては、旧加悦町から受け継いだものと、新たに与謝野町になってから分譲宅地の販売を始めたものというふうになっておりま

すけれども、旧加悦町の分につきましては、今、議員がご指摘になりましたように、この価格のほかに下水道の負担金だとか、そういったものをお支払いをしていってもらうことになっております。大道につきましては、そういうふうなことがないようにということで、その価格に入れて、そうやって販売をしようというふうなことで、ご指摘のございますように、確かに今、議員がおっしゃいますように、価格の中に、その分も入れて販売するのが妥当だというふうに思っておりますけれども、旧加悦のときにそういったことになっておりませんでしたので、このままの状態に価格を販売するというふうにしております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） できましたら、そういう込み込みの価格で出される方が、今後はベターかなと思っておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

それから、先日、総務委員会で、いわゆる土地開発基金の不動産という形で台帳に載っています中の何カ所かを企画財政課のご案内のもとに見学させていただきました。そういう中で、こういった算所団地でありますとか、岡田団地でありますとか、福井小井根団地とかいうところもご案内いただいたわけですが、課長もよくご存じだと思いますけれども、この福井小井根団地の、4カ所あって、1カ所は既にお住まいいただいているようでございますが、1カ所、一番下のところが、非常に下の田んぼとの段差が非常に高い、2メートルは優にあるようなところが、いわゆる何ら土留めというんですか、壁もないままで、法面でなってるわけですが、非常に、消費者が買ってみようかと思われる場合に、ちょっとあれでは買った人がやってくださいということも存じませんが、価格的なこととあわせてですね、非常にちょっと売りづらい物件のように感じましたものでございますので、こういった道路ぶちの1カ所にしましても、かなり2メートル近いほどございますし、法面がかなりございますので、その分でも、また坪がかなり占めておりますし、やはり一つの売り物と、何百万円もする売り物でありますだけに、やはり買いやすい方向に改修というんですか、改善がなされることがベターかなと思って拝見させてもらったわけですが、そのことにつきましては、どのようにされておられますか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

確かに、議員ご指摘のように地形的に、今のほかの住宅に比べまして、確かに地形的にも急峻なところに、そういった造成をさせてもらってますので、そういうふうなことでご指摘を受けることは確かに、そのとおりだろうというふうに思っております。

ここの教員住宅の跡地につきましては、住宅の老朽化に伴いまして、ああやって取り壊しをさせていただいた後に整備をさせていただいたわけですが、そういった、今、ご指摘があったことは確かにそういった活用の仕方をしてしまった関係で、ああいうふうな整備の仕方しかできなかつたのかなというふうに思っております。確かにご指摘されるというふうには、私どももよくよく感じているところでございます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） どういうんですかね、あそこが坪単価8万4,000円幾らぐらいになるようございまして、非常にそういったことを、それにプラス下水道の負担金でありますとか、あるいは、そういった壁をしなきゃならないとかいうことを考えてますと、もう10万円は優に超える

ような坪単価になるように思いますだけに、一つ見直しをお願いしたいと、私もちょっと近所の方にお尋ねしましたら、南側に高い木が茂って、ヒノキですか、スギの木があるものですから、冬季の場合は日当たりが悪いので、道路も凍結するというような形のことで、なかなかもう一つ環境的にどうかというようにもお聞きいたしております、こういった周辺の不動産価格との兼ね合いもございましょうけれども、コスト的なこともございましょうけれども、買ってもらいやすいような、一つの形になるようなことが、価格的な面からも検討をしていただくことが大事かと思っております。

それから、せんだつてもちょっと申し上げたんですが、いわゆるこういった町内の方にはよくPRで、町報でわかるんですが、インターネットなんかでも、与謝野町のホームページでも、こういう土地の分譲宅地がありますよということを、町外の方にも見ていただけるというような取り組みというんですか、そういった形のことはやられるようなお気持ちはあるのか、ないのかちょっとお尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 分譲宅地の部分につきましては、与謝野町のホームページの方に掲載をさせていただいております、そういった与謝野町以外の方でも見ていただけるようなシステムにさせていただいております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5番（小林庸夫） 私がちょっと見落とししたのかもわかりませんが、よその町でも、こういった地図をつけたりして、ここにこういう土地がありますという形のものをPRなさっておられる自治体もございまして、そういった宅地が少しでも、一区画でも早く売れるような形の施策をお願いしたいと思います。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

多田議員。

12番（多田正成） おはようございます。

それでは、ちょっと宅地についてお尋ねをいたします。

今、小林議員の方から宅地の件につきましてお尋ねがあったようですけれども、ちょっと違うところを聞かせていただきたいと思うんですけれども、この町の宅地につきましては、例えば購入しますと何年以内に家を建てんなんとか、何かそういったルールはあるのでしょうか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

引き渡し後3年以内というふうにさせていただいております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

12番（多田正成） 今、3年ということなんですけれども、3年というと、かなりありますので、あのものなんです、購入された場合、住宅でないとかんのか、例えば車庫とか倉庫とか、そういうことには使えないのでしょうか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 3年以内に住居というふうにさせていただいておりますので、さきにそういった物件を建てられることについては、今の条例等については、そういうふうな規定はしておりませ

ん。したがいまして、私ども一般的に住居を建てていただくというふうなことで、そういった制限をさせていただいております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ここへ、野田川町のホームページで詳しく出してもらっておるんですけども、すみません、与謝野町のホームページで出してもらっておりますけれども、なかなかずっとここ、私もまだ3年ほどですけども、見せていただいているのになかなか売れないということで、私はほしいという方とちょっと話をしてみると、何年以内にものを建てんなんとか、車庫が建てたいけど車庫に使えるのかとか、そういうことがありますて、今お聞きしますと、そういうルールがあるみたいでして、もう少しその辺が緩和できれば売れるんじゃないかなというふうに思うんですけども、確かに住宅が目的で建ててありますんで、そういったあたりをやると、ほかの、周辺の宅地が影響してくるかなという懸念もあるんですけども、その辺は何か緩和するとか、少し大目に見るとか、何かそういう形で売っていくことを考えないと、ずっとこれ掲載されたままですし、大道の場合は、前に公園もつくっていただいて、非常に環境のいい平らなところで、いいところだというふうに思って、すぐ売れるかなと思ってるんですが、なかなか現状では売れてないようですし、ほかの旧のところも、こうして見せていただくと、長年ずっとこのままになっておって、資本ばかりかけて回収ができないという現状ですので、そういった当たりをもう少し工夫ができないかなというふうに思うんですが、課長その辺は、どういうふうに思われますでしょうか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

宅地造成事業特別会計の目的といいますと、やはり定住人口促進を図っていくというふうなことが大前提にあるだろうというふうに思っております。議員がおっしゃいますように、そうやっていくと売れてくる可能性もあるん違うかということは、確かに私どもも、例えば大道を例にとりましても、例えば、あそこに何か1軒でもそうやって建つと、やはりそうやって促進が図っていただけるのかなというふうには思っております。

ただ、例えば車庫だけ先に建てた場合に、じゃあもう結局いうたら、ほかのところもそういう格好にならへんかなということを思っております、やはり当初の初期の目的であります、やはり定住人口促進するというふうな観点からいきますと、ちょっと筋道が違うんかなというふうに私は思っております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 確かに課長のおっしゃるように、そういうもんが建ち出ちしますと、環境が変わってくると、そのことは想像できますし、分譲が目的だと、促進が目的だということなんですけれども、それが売れば、順調に売れば、そういう問題もないと思うんですけども、やはりそこらは少し臨機応変に考えないと、例えばこういう場合があるんです。新しい方がそこへぼんと来られるんじゃなしに、近所の方が将来はもう少しここが建ち増ししてでも、屋敷続きだから建ち増ししてでも、こうしたいんだけど、すぐには金策ができませんんで、そこを今、買うといて、将来そういうふうにしたいんだけど、しゃっても建てんなんルールがあるんら、車庫ぐらいでもどうかというような懸念もありますし、例えば、ほかのところでも、隣の人が車

庫にほしいとか、そういう方もあると思うんですけども、車庫が建てられないということであれば、断念せざるを得ないということも、僕はあるんじゃないかなと、それよりもやはり少しでもそういった条件を、あまり緩くしては困るんですけども、その買い主の状態によっては、やはりそこら辺を認めていくべきではないかなというふうに思うんですけども、課長どういうふうに思われますでしょうか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

先ほどから申し上げておりますように、定住人口を促進するということから議員の皆さんに、そうやって予算の方もつけていただいて、整備の方をさせていただいたというふうに思っております。

したがいまして、用途が違ってくるということになりますと、これはこの初期の目的からは逸脱するというふうに思っております。その点について、私の方はそうやって、そういうことで整備をさせていただいたというふうに認識をしております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、どうしても住宅でないとかかん、それから3年以内に建てないといけないというルールをかたくなに守りますと、私はなかなか、今の景気では売れないんじゃないかなというふうに思います。

それで、次に違った角度でお尋ねしますけれども、例えば個人に売るのが目的ですけれども、例えば売れない場所、売れないところや、いろいろなところがあるんですけども、例えば不動産業者が買われる、よし一挙ここに買おうというふうに、売買するために買うというようなことには一切手が出せないんでしょうか、それとも、考えられる余地はあるんでしょうか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

以前に、このチラシを発行させていただきましますときに、そういった民間の宅地の業者さんとお話をさせていただくことがございました。そのときに、動向をずっと聞かせていただいております中でも、自分が持つておる物件についても、なかなか売れないんですよというふうなこともおっしゃいますし、また、いわゆる住宅メーカーについても、お話をさせてもらったことがございましたけれども、そこについても、自分の持つておる物件が売れんと、例えば建てたい方がいろいろなところを探ってみて、一番安いところに建てられるんですわと、そういうふうな傾向になつておるんです。だから、住宅メーカーが持つておる土地でさえも売れていないんですよというふうなことをおっしゃっております、果たして、今ずっと私どもの販売の関係で調査をさせてもらった段階においても、今、議員がおっしゃるようなことに果たしてなるのかなということ、私自身は思っておるわけなんです。そういうことになったらよいとは思いますが、もう民間の、どういんですか、宅建業者さんでも価格を下げるというような動向になつておるようですし、大道の売り出しをさせてもらうときから、こっちの部分についても、民間の住宅については、例えば上物を建てるさかいに、例えば安くするんだとか、そういった手法を取られておるようでございまして、今回、そんな、うちの方の物件自体がそうなるのかなというふうに、私は思っておるわけなんでございます。そういうことはちょっと考えられんのかなというふうに、私は今

までからずっとそうやって業者さんの方と話をさせてもらう中でも、全部歩いたわけではないんですけども、京都市さん、それから福知山市さんも、そういった団体さんがあるので、そういったところとお話をさせてもらってる中でも、そのようにおっしゃいますので、ちょっと私の方は、それはもう無理なんかなというふうに考えています。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 課長のおっしゃるとおりで、非常に、なかなか不動産には今ごろ、不動産価値が少し落ちるものですから、景気も悪いせいで需要がないということで、なかなか買えないと思うんですけども、例えば不動産業者と個人に売の場合は、この提示ある価格でせいぜい契約をする。だけど不動産の場合は一挙に、ここの地域を分譲地として売買するという、不動産屋はそこに目をつけて、その場所に手をつけるということになれば、個人に売の場合よりも、やはり不動産業者にメリットを与えなんわけですから、安く値段を交渉するという形になるでしょうし、その辺は仮に売れるとしたら、そういう可能性はあるんでしょうか。同じ値段で不動産屋に売られるんだったら売れないと思うんですけども、不動産屋も口銭を取らんなんからということがあるんですけども。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） そういうふうになってきた場合は、やはり予算的には一般会計から繰り入れをしていただければやっていけないということになってきますし、私どもは平成20年度で500万円を超える金額を一般会計から繰り入れをさせていただいて、価格の是正も含めてご検討をいただいたというふうに思っています。そのことをやはり十分に深く考えるべきだろうなというふうに思っています。また、これ以上の一般会計からの繰り入れについては、私はいかがなものかなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 課長の、その慎重なですね、立場上、慎重なお考えは私も理解できますし、それで屋敷が、すべて順当に売れていけばいいんですけども、なかなかそういうことがないでしょうし、もんなんですけれども、そうですと仮に住宅が目的、住宅を買われたときにですね、これは町長にお尋ねしたいんですけども、購入された場合、今、住宅改修だとか、新築に補助金を対応していただいております。そのことはありがたいと思うんですけども、仮にこういう町有地の、こういう宅地の場合、これにも何かそういうメリットを与えてあげればですね、少しは促進できるのかなというふうに思うんですけども、そういう制度はとれないものでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 住宅を改修されたり、あるいは建てられたりしたときには、同じように町有地であろうと、購入された、そこへ家を建てられる場合は、すべて同じ住宅の補助制度20万円までにつきまして、それは対応、どなたにも対応する中身になっていますので、それは使っていただけたと思います。ただ、当初、この大道分譲宅地ができたいきさつを考えてみますと、多田議員さんも当時、そのことについてかかわっていただいたんで、よくご存じだと思いますけれども、あそこに家が新しく、いろいろと建ってくると、そうした人たちが、いざというときの避難場所がないと、そういうことで、あの地域に避難場所をつくってほしい。あるいは子供たちの公園といますか、遊ぶ場所をつくってほしいというのが発端で、その中ですべてを、そうした公園化

にすることについては、非常に費用対効果から考えれば、大変な金額の投資になるので、半分をじゃあ分譲宅地にして、そして、そこからある程度の収益を得ることで一体化した、そういう公園のある分譲宅地ということで、あれを造成していったいきさつがあったかというふうに思います。

ですから、今いろいろと、先ほど来、多田議員さんの方からございますけれども、やはり本来の目的である、そうしたことを考えた中で、1件でも多く、場所的にいい場所でございますので、そうした中で分譲ができれば、それが一番ベストだというふうに思っておりますし、そうした点で、ぜひ、いろいろとあるでしょうけれども、議員さんの方でも当初の目的を達成するためにも、ぜひ、お力がお貸しいただきたいなというふうに思います。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 町長のおっしゃるとおりで、全くそのとおりで、理想としては新しい方が入っていただいて、ふえてくることが一番望ましいと思います。そのために、それを促進するために今、私のお聞きしたのは、住宅改修や新築にも補助金が出ているように、例えばすぐに家を建てられる方は、また建築の方で、新築の方で補助金がいただけるんですけども、町有地の宅地に関して、そういう制度的な補助的な、そういう制度が、住宅改修や新築改修みたいな補助金と同じようにつくれないかということが1点、お聞きしたかったと、そういうことが考えられるかなというふうに思いますので、その辺は町長のお答えがいただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 既に分譲宅地につきましては、そうした制度の中で進めてきております。ですから、新たに、そうした制度をつくるということについては、ほかとの差が出てまいりますので、今の状況の中で、できるだけ販売が、分譲宅地が完売するような取り組みをさせていただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ありがとうございます。

できるだけ早く売れるように、大道宅地だけではなく、ほかのとも少しでも売れるように思ってお尋ねをしましたけれども、なかなかいろいろなしばりがあつて難しいようですので、課長に、ぜひ努力していただいて、住宅が1軒でも建つように早く売っていただきたいというふうに努力をしていただきたいと思います。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

- 9 番（井田義之） それでは、分譲宅地の決算について質問させていただきます。

今、小林議員からあつた負担金の問題、それから多田議員からあつた売る方法の問題、私は、これらは、やはり真摯に受けとめながら協議していただく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

というのは、この分譲宅地の会計、倒産しておる状態、資産計上をすれば黒字倒産という状態です。このままでほつといいいのかどうかというあたりです。いろいろと、以前は大道団地だけの広告が出されるということで、私ちょっと言ひまして、その後は、先ほどから出ておりますように、町報においてもホームページにおいても、しっかりと全団地のPRをしていただいております。

ります。そういう中で、決算では平成20年度、売りはゼロだったと、この後、恐らく21年度に入って6カ月余りが来るわけですが、これ恐らくゼロだろうとは思いますが、念のために決算後、売れたところがあるのか、ないのか、まずお尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

決算後につきましても、6月にチラシの発行をさせていただきました。それから今、議員がおっしゃった大道分だけでございます。しかし、決算以後につきましても、現在のところ、できてはおりません。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9番（井田義之） 先ほど課長の方から言いましたように、大道につきましては500万円、道路の分を含めたら1,000万円、一般会計から持ち出したような格好になつとるわけですね。それで500万円以下という買いやすい単価で設定をしてということやったんですけれども、今後に期待をしたいところですが、その他についても一定の特徴をPRしながら売りたいという話が、答弁をいただいております。そこで、いわゆる今、残っております、日吉ヶ丘が特に多いわけですが、算所団地、先ほど小林議員が言われた、私は何ぼ加悦町から引き継いだ分であっても、一つの宅地造成会計の中で、それぞれの基礎が違うという、当然あってもおかしくないんですけれども、こういう時期だから、やはり一定にすべきかなということも含めて、何か売りのための手法が、もうそれこそ、これも待ったなしのことやと思いますので、以前にも聞かせたいんですけれども、何か考えたいということでした。何か考えられましたか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

6月でチラシの発行をさせていただきました。そのときは住宅新築改修のことは一切触れておりませんでした。というのは、それ以降に住宅新築改修の要綱等をしましたので、6月の時点では、そのことについては一切触れていないというふうな状況でございました。したがって、もう1回チラシを出させてもらおうと思っております。

その中では、やはり住宅の新築改修等も含めてのことでございますけれども、それと一緒にしたようなチラシの発行をさせていただいて、少しでもそうやって頭の隅にでも置いていただけるようなことを、やはり考えていかなければならないんだろうというふうに思っておりますし、そういったようなチラシの発行をさせていただきたいと思っておりますし、またホームページの方にも、そういうふうなことをうたっていきたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9番（井田義之） どういうような内容のPRになるのか、実際、見てみないとなかなかわかりにくい部分があるんですけれども、今の状態からいうと、この宮津市が3日ほど前ですか、チラシを入れられました。いわゆる宮津市も、これ大きな荷物であります、つつじヶ丘の団地、購入された方には、市内の業者で建築されたら200万円、市外の業者で建築されたら150万円の補助をしますと。住宅ローン減税とのセットでビックチャンスですと、これくらいの、やはりPRのぼんとしたもんがないと、これだけの悪い状態の中で、なかなか買う気にならないというふうに思うんですけれども、財政的に200万円だ、150万円だという金額を、どういう格好で出さ

れたのか、その辺のところは私も、まだ聞いておりませんので、わからんわけですが、やはりこれくらいの手で打たなければならないというふうに思うんですが、これは建設課長の段階ではないと思うんです。町長でも副町長でも結構です、宮津市がやられたような、いわゆる思い切った施策、そういうことも協議をしなければならないというときだと思わなければならない、その辺についての考え方も伺っておきたいと思えます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 宮津市さんの思い切った、そういう手を打たれたというのは、本当に長い間、まだ、全然動いてないという実情があるというふうに思います。確かにそれぐらいしても、なお難しい状況であるということは、先ほど来の論議の中でも不動産が動かないという現実の中で、非常にそういった意味では厳しいことであろうかなというふうに思います。ただ、金額的な、そうした売りだけではなしに、総合的な形の中で、やはりこの与謝野町に住んでいただくことによって、いろいろな、よそにはないサービスが受けられるだとか、そういう総合的な判断の中で、恐らく買われる方は判断していられるんだらうというふうに思います。ご自分の仕事の関係の通勤の方法だとか、いろいろな条件の中で考えられるんだらうというふうに推測するわけですが、ですから、そういう方法も一つの方法かもわかりませんし、そのほかに、やはり住みやすいということのアピール等も非常に大事な要素であろうかというふうに思いますので、もう少し打ち出し方に知恵を絞る必要があるかなというふうに思っています。ですから、今、すぐそういう方法をとるというふうな、今のところ考えはございませんけれど、もう一度、一人でも魅力を感じて移り住んでいただけるような方策というものをもう少し真剣に考えさせていただきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 町長が言われる意味もよく理解できます。ただ、分譲宅地を買って家を建ててということになると、かなりの投資をしなければならないわけですね。簡単に、例えば子供が育てやすい、いろいろな福祉が行き届いておるといだけの判断で買われるかどうかということになると、私は、まだまだその辺では、そらないよりもいいわけですが、それだけで何千万という投資をされるかどうかという、やはりちょっと不安な意味もあります。そういう町長が言われる、町長なりに頑張っていたらありがたいと思うんですが。

そこで、先ほど多田議員がいろいろと言われた、いわゆる分譲宅地を持っておるんですね。だけど限定をして、これには使えない、これには売れない、これにはできない、これはだめだと言うとつたら売れない状態が今あるわけですね。その辺のところはしっかりと踏まえた中で、持つとる品物、売らなければ生き残れないと、だから売るための手法をしっかりと考えていただきたいなということ、これはもう多田議員にいっぱい答えられましたので、この程度におきます。

そこで、一つ監査委員さんにお尋ねしたいんですが、繰上充用を繰り返しておるといことで、一たん切りをつける方途も検討されたいという指摘をされておられます。この一たん切りをけるということは、どういう手法があるのか、お尋ねをしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） これはあくまでも、私見ということで、監査委員が指摘をしました内容については執行部が具体的に取組むべきだと思いますので、あくまでも私見としてお聞きいただき

たいわけではありますが、分譲宅地特別会計につきましては、先ほど来ご指摘がありますように売れないと、一生懸命職員が努力を払っているにもかかわらず売れないと。決算を打つ段階では、次年度の予算を繰上充用をして穴埋めをしておるといふ状況であります。その金額が1億3,500万円、ざっとそういう金額であります。そこで次年度の、すなわち平成21年度に特別の財源があるわけではない、そういう状況ですので、そのまた穴埋めには一借なり、基金を繰りかえ運用するといふ方法でござるところ転がしておると、これは旧町から引き続く長い間の傾向であります。そこで、一つの考え方として、財政調整基金が約12億円あるわけ、それを有しておるわけではありますが、それを一たん取り崩して穴埋めをすると、そういう方法を取りまして、例えば、将来、売れた場合に、必ずそのもとの財政調整基金に返していく、世帯に回してしまうといふことでなくて、それは約束づくで返していくといふような方法もあるのではないかと。

特に最近、財政状況の公表ということが全国的に言われておりまして、議員さん方も目にされたことがあるんじゃないかと思いますが、与謝野町の分譲宅地が、資産があつて赤字ということですので、最終的にはちゃらという形になるわけですけれども、毎回、毎回赤字だといふ記事が載るわけです。そうしますと、いわゆる売れないから赤字なのだといふイメージが、いかに一生懸命PRに努められても売れないんだといふことの方が先にいってしまうような、そんな感じがするわけですし、個人的な判断としては一遍切りをつけて、そして収支ゼロといふ分譲宅地特別会計の決算をくくるといふようなことがあつてもいいんじゃないかといふようなことを頭に描きながら、その一行を書かせていただいたこととあります。これは判断されたり、執行されるのは執行部の権限でありますので、私どもがとやかく言う筋ではないんですが、そういう趣旨でございます。以上です。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、言われましたように、毎年、繰上充用でということの、続けることがいいのかどうかといふ、それから売れないといふことは維持管理のために毎年幾らかの金がかかって、今、言われたような赤字の状態が続いていくわけですね。私は個人的にといふのか、私見として言われましたけれども、私はこれ行政としては、当然考えなければならない大きな監査委員さんの意見書だといふふうに思います。今の監査委員さんからの説明を受け、また、このいただいております審査意見書に対して、町長としてどういふように、この分譲宅地を今後やっていかれようとしておられるのか、これが出てからもかなり日にちがたっております。もしあれば出していたきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 監査報告を受けましたときに、そういうお話も聞かせていただきました。一つの大きな課題であるといふふうに受けとめております。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） いずれにいたしましても、これ大変大きな問題であると、いろいろな、どういふのか専門家とも相談をされたり、どういふ処理をしていくのがいいのか、今、このままで持つておつても、今のこの経済状況の中で、そうやすやすと売れる状況ではないといふ現実も踏まえながら、今後の対処といふのは考えていただきたいなといふふうに思います。分譲宅地特別会計から住宅にしか、人口増加にしかやれないといふこととあれば、分譲宅地特別会計から外してで

も裁くとか、いろいろな用途を考えていかなければ、今のままで維持管理費だけを垂れ流しながらやっていくということには、大きな疑問を感じておりますので、そのことを最後にお願いをしまして、町長、答弁あります・・・。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうことになりますと、当初の目的とは、先ほど課長が言いましたように、大きく違ってくるわけでございます。やはりあれをいろいろな分譲宅地を整備した中には、その当初の目的ということの中で、やはり進めてきたわけでございますので、それらについては、もう少し慎重な対応が必要かというふうに思います。

9 番（井田義之） はい、終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第132号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第132号 平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第2 議案第133号 平成20年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第133号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第133号 平成20年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第3 議案第134号 平成20年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第134号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、議案第134号 平成20年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第4 議案第135号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

勢旗議員。

- 1 1 番(勢旗 毅) それでは、介護保険特別会計につきまして、若干質問をさせていただきたいと思っています。まず、介護は町の仕事ということで、あるいは社会全体で支えていくということで、8年前にスタートを、介護保険がしたわけですが、その当時から、一つはこれはまちづくりの重要なツールであると、あるいは地方分権のツールと、こういうふうに言われてきたわけですが、現状につきまして、この辺のところは、課長どういうふうに・・・ますか。

議長(森本敏軌) 佐賀福祉課長。

福祉課長(佐賀義之) ただいまの勢旗議員さんの質問にお答えしたというように思います。まちづくり地方分権のツールということでございましたけれども、ご承知のとおり、この介護保険制度といいますのは、平成12年に新しい制度として発足して、ご承知のとおりなんですけれども、今まで家族で抱えておった要介護者を社会全体で支えようと、このような制度として発足しました。そういった中で、町としても今後どういった方向でまちづくりをしていくのかというようなことがありまして、いろいろなことを検討しておりましたけれども、まず一つは、やはりサービスが受けやすい体制づくりというのが、大きな問題点になってくるかなというように思っております。その当時、私が記憶しておりますのは、まだ、この与謝野町内では、明石にあります与謝の園という特別養護老人ホームが50床、今は80床ですが、50床ございました。そういったことで、これは施設づくりについては、今後、必要なということで、将来的には町の高齢者を守るということでは、まず、施設が要るかなというのが1点ございました。そういったことで、その後、

与謝野福祉会とか、いろいろな法人が施設整備を行っていただいた段階で、当初の与謝の園もそうなんです、これは旧町単位ですべて償還金なんかを応援するというようなことがございましたし、また、新しく特養なんかをつくっていった場合についても、町としては、そういった償還金を応援する。また、土地の取得に対しては、町の方も、ここの用地はどうでしょうかというようなことは提案をするというようなことで、施設整備が一つ、このまちづくりの大きな基本になってくるかなというように思っております。

それともう一つは、やはり施設整備が必要ということになりますし、また在宅サービスが必要ということになっておりますので、これは人づくりというのは大変、人づくりも大事になってくるんじゃないかなというように思っております。マンパワーの育成でありますとか、そういった福祉に従事をされる人々のマンパワー育成が大事だなということがあります。ただ、今、言われました地方分権というところについてなんです、介護保険に考えてみますと、なかなか地方分権で、町独自のらしさ、町らしさを生かせる部分が余り、この介護保険部分ではございません。そういった中で、介護保険のサポート的に、高齢者福祉をどのように進めていって、住民を巻き込んだ体制をつくっていくかというのが地方分権のという言葉であらわしていくならば、そこに行き着くかなというように思っております。余りこれということで、議員さんの質問に対しまして、的確な答弁になっていたかとどうかというのはちょっとわかりませんが、今、大きなテーマで質問をいただきましたので、私の思いとしては、以上のようなことでございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） これは、私、当初、この介護保険制度が創設されたときに、そういったことが言われたということでございますので、課長、今おっしゃいましたように、大変な施設の整備といえますか、充実をしましてまいりましたので、そういった評価はできるのではないかと思います、次に、この18年3月に今の介護計画になっております高齢者福祉計画と介護保険計画、事業計画が立てられたことで、今日の基礎になっておるわけですが、特に20年度は第1期の計画が最後の年だということで、この見直しの年度だと、こういうふうに、この計画書にも書いてあるわけですが、特にこの21年度からの4期計画に生かすという点が、どういう点を、この中からつかんでもらっているかなと、このことをお尋ねします。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 第4期の計画を21年度から3年間実施するわけなんです、このような3年間の計画書をつくっております。この中の基本的な考え方の中で、今までの第3期計画が目指した予防重視サービス体系が十分機能しているかという点を、それで本町の実情に合った仕組みとして発展させることを目的として策定するというようになっております。このようなことで少し自身を、こういったことを踏まえまして、第3期の計画が4期にどう反映されたかということでございますけれども、まず今、言いましたように、予防重視ということがございます。20年度までで地域支援事業の中で、例えば、少しこの体力なり落ちられた方については、お達者くらぶ等の事業を保健課サイドで行っていただいております。そのお達者くらぶの方については、1年間3カ月4クールで実施されておまして、3カ月その方々を指導したら、あとは自分でやんなさいよと、このようなことになっておりましたけれども、やはりここの部分を今後、どう、せつかく健康になっていただいたのに、また、その事業が終わったらどんと落ちるということになりま

すので、ここを社会福祉協議会の方にお願いをしまして、何とかそれを維持向上ができるようなということで、クアハウスを使っていたいただいた健康づくり事業なんかを予防としてやっていただいております。このあたりが、かなり実績として効果がございましたので、平成21年度からにつきましては、今まで週2回の事業を週3回事業を実施させていただく等の、この予防につきまして、かなり力を入れております。

それと地域密着型サービスということで、みんなのうち加悦奥でありますとか、神宮寺でありますとか、そういったことで大きな施設を利用されるということも結構なんですけれども、やはり身近なところで身近な人たちと一緒に触れ合える地域密着型の施設づくりというのが重要になってくるということで、ここの分についても年次計画を上げてやっていこうと、このようなことになっております。ほかにたくさんございますけれども、大きな項目としては、今のあたりを重視した第4期計画ということになっております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員の質疑の最中ですが、ここで暫時休憩します。

この後、議会運営委員会を開催していただきますので、委員の方は委員会室の方へ集合いただきたいと思っております。

それでは、10時50分再開します。

（休憩 午前10時29分）

（再開 午前10時50分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

勢旗議員の質疑を続行します。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、介護保険審査会についてお尋ねをするんですが、現在までに、20年度で、そういう異議の申し立てというのが実際に本町からもあったのかどうかというのが1点でございます。

それから、もう1点はですね、この介護保険料の通知をいただいておりますが、これに不服がある場合は京都府に申し立てをするということになっておるんですね。私はこういうことはあり得ないではないかと思うんですけれども、町が決定をして、町が介護保険事業をやっているんですから、なぜこういうことになるのか、そこのところの2点をお願いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 介護保険審査会の異議申立というか、不服申立につきまして申し上げたいというように思います。

このあたり、京都府の方に、この審査会というのがございますので、この介護保険審査会といいますのは要介護の認定、要支援の認定や、また保険料の徴収に対しまして不服がある場合については、この審査会に申し出るというようなことがございます。京都府のときに以前、聞かせてもらった結果では平成19年度、20年度含めて与謝野町におきましては不服申立等はございません。

それと通知書の中に、この保険料の決定に不服がある場合につきましては、今の介護保険審査会へ審査請求をするということになっておりますけれども、町の方が決定しますので、この保険料に対しましての問い合わせなんかは、もう町の方がほとんどです。この審査会に申し込むとい

う、これは全国的ないいでしょうか、決まったマニュアルでこういうように書いてございますけれども、当然、決定しますのは町が決定しますので、そういった保険料に対しまして異議がある場合については、町の方でお受けしております。なお、このあたりのいろいろな介護保険料とか制度的なお問い合わせなり、そういった分につきましては、大体年間で220件程度、役場の方にそういったお問い合わせがあつて、そのうち問い合わせの部分と、あと苦情の部分がございませう。保険料が高いだとかいったようなことがありますけれども、220件のうち約45件ぐらいがサービスの質でありますとか、利用者負担でありますとか、保険料なんかの苦情ということになっております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 私は、この通知書を見ましてね、これはもう、この異議申立ができないように書いてあるのではないかなと、一般のものが、こういう認識を半分持ちかけたところなんですけれどもね。今、課長の話を聞きましたが、一つこの辺にも、私は一工夫いるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、これは次年度から、またお考えをいただきたいと思っております。

それから、これは今年4月になってからですか、いわゆる要介護認定が、かなりとよいませうか、新しい方式になったということで、これについての、いろいろな報道等もされておりましたが、結果的に要介護1の人で、かなり切り下げられた人というのが実際にありますかどうか。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ことしの4月から、新しい介護認定方式に変わりました。これは一般質問の中で、野村議員さんから質問をいただいた中で、町長が答えておりますけれども、4月から8月末までということでの更新認定審査につきましては269件ございました。その269件のうち従来の介護度よりも低くなった方が69件ありまして、高くなった方が44件、この高くなったのは介護度に手がかかる度数が進んだというふうに思っておりますし、またこの低くなった方については、改善されたというようなことがございますけれども、そのように低くなった方が69件ございました。そういった新しい制度で低くなった場合についてもご承知のとおり、そのときに町長も説明しておりますけれども、低くなった方で従来の介護度に戻してほしいという要望があれば、低くなった段階でも元に戻って、高い階層に戻せるという制度がございませうので、もうそういったことで今までのサービスを引き続き受けいただいているというような状況でございませう。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それではもう1点だけお尋ねして、最後にしたいと思っておりますが。20年度で、この介護激励事業ですね、これが廃止になったというふうに認識をしておるんですが、やはりこの在宅介護をされているというのはなかなか大変だというふうに思っておりまして、介護の社会化というのはなかなか難しいと、こういうふうに思っておりまして、以前、現在ある政党の代表者になっておられる方がですね、在宅介護について、お年寄りを家族が見るのは、これは日本の美風だ、こんなことを言われたことから、この制度が、私は・・・思っているんですわ。ただ、現状を見てみますと、そのケアサービスの実態を見てみますと、例えば要介護5の人で、ずっと居宅サービスを受けていらっしゃる方の状況を見ると、私は、これを使い切っている人はあんまりないのではないかなと、こういうふうに思っておりまして、そしたら私は介護度が4な

いし5の人については、私はやはり介護激励金というのを、やはり私はもう1回考えてもいいんじゃないか、あるいは考える必要があるんじゃないかなと、こういうふうに思っておるわけですが、課長はどういうふうにお考えですか。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 議員さんご指摘いただきましたように、確かに施設に入って介護をされておられる方と、それから、家族でお家の方で見ていただいている方との、家族負担というのはかなり変わってきております。しかし、この介護激励金といいますのは、今までから報告させていただいておりますように、この介護保険制度がない時代、サービスが使えない時代にあった制度でございまして、これは京都府の制度があり、それに町がオンして応援させていただいたというような経過がございます。それが介護保険が始まりました平成12年度には、京都府の制度が全くなくなって、町単費でずっと続けていってございまして、合併後につきましても平成20年度までは、これを続けさせていただいております。しかし、これは平成18年度の改正で、この介護激励金につきましても、保険料の中にカウントする給付費の中に入るといったことがあったりしまして、当然、その給付費に入りますと、介護保険料も激励金が、出しておる部分については高くなると、このようなことがあったり、今言いましたように、在宅サービスも介護保険が始まって9年たって第3期の計画が終わった段階では、かなりヘルプサービス、それから地域密着型サービス、それから老健、特養サービスなんか、ふえてまいりました。そのように在宅サービスの部分がふえてきましたので、そういったことで、今まで介護激励金を出させていただいた方についても、ほとんどの方が、そういった在宅サービスをお使いになっているというようなことでもございまして、この部分については施設サービスと差があるというものの、一定、整理をさせていただいたという経過でございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 課長の今、答弁は、それはよくわかるんですが、実際に介護度が4と5の人のケアプランをしてみると、私は十分使い切るような状況には、なかなかないと、それは自己負担もあるわけですね、もちろん。そういったことで、ぜひ、現状、その辺を見ていただいて、そういった方が非常にご苦労されておるところで、いろいろな計画の中でご検討いただきたいと、このように思っております。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは、介護保険会計の決算ということで、若干絞って、今回はいわゆる税の天引きにかかわる問題をお伺いしたいというふうに思っております。

ご承知のように、数年前に、前の政権ですが、自民党、公明党政権によって、年金の課税強化の問題等、大問題になった定率減税云々という問題ですね、所得税から住民税への税源移譲の問題、こうした問題が発生して、新たに住民税がふえるという現象が起きています。この仕組みからですね、介護制度の仕組みから当然、介護保険料の段階がどんどん上がるという事態が起きていまして、保険料が上がるわけですが、本町ではどういうあたりまで、どの程度まで、それが変化が起きたのかというのがわかれば、概要でいいです、どのぐらい上がったというのが、概要が、記憶があれば教えていただきたいなというふうに思っています。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま税制改正等によって、今まで非課税だった方についてが、税額が税源移譲されたことによって、町民税がふえたというようなことがございます。しかしながら、税控除の関係で課税されとる方については、そのように税が、今まで1,000円だったのが2,000円に、倍になったという経過がございますけれども、非課税の方については、引き続き非課税という格好になっております。この決算資料の中の189ページの中に、この賦課状況というのを書いてございます。ここでは保険料が平成20年度まで第7段階でお世話になっとなったという経過がございますけれども、平成19年度と20年度と、ずっと比較して見ておられます、第一段階だったら被保険者数が今は70人ということで、第二段階が1,272人ということで、合計が7,174ということが書いてございますけれども、この段階を見ておる限りでは、そういった税の税源移譲による段階が大きく変わったということは、大きな変化というのはいりません、介護保険上は。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今、課長の説明で気になるのはですね、非課税の方は非課税だったと思うというかね、そういうことをおっしゃったんですが、全体でいえば、そうなんだと思うんですね。私が聞いている、いろいろとお話を聞いている、住民の皆さんからの話を聞いていると、非課税だったのに課税になったと、税金がかかるようになったということを言っているわけですね。

それからもう一つは、これ住民税ですよ、住民税が広がったわけですから。それから大きくふえたことはないというふうな話、先ほどもあれですが、それも個別的に言えばね、やはりかなりふえている、負担増になった方がかなりいるわけで、全体としては所得の低下等々があつて、結果としての数字はそう変わっていないように見えても、そういう変化が起っているというふうに思っています。これ関連してですが、住民税がふえるということは、当然、国民健康保険税も連動して上がることになると思うんですね。この点は、もしわかれば結構ですが、教えていただけたらと思うんですが。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

賦課をする、国民健康保険の賦課をする際に被保険者等の所得を合計するわけなんです、それぞれ所得別に見ましても基準所得で、20年度で、19年度からの基準所得の減ということで4億1,000万円程度、それから20年度から21年度、今年度にかけての被保険者の所得については3億1,000万円程度減になっているという現状がございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 私の理解はですね、今の答弁を聞いていまして、所得が、対象所得だと思うんですが4億1,000万円、そして、続いて3億1,000万円減になっていると。

ここに示されているように、非常にやはり暮らし向きが深刻な事態をあらわしているということをおっしゃらないかと思っています。そこでです、本格的には話、戻って、天引きが年金からの天引きですが、この10月から本格的に住民税の天引きが始まるということなんですね。私は介護保険の仕組みが確かに構造的というか、問題があると思っているんですが、介護保険料の算定基準自体に大きな問題があつてどんどん、これはね、その中で、身内の中で負担を、サービス

料を賄えねばならないというのがあるわけですよ。そうすると、おのずとどうなるかという、今の算定方式を見ているとね、非課税の、住民税非課税の方が、負担を余儀なくされてくると、どんどん。いう結果、実質的にはどんどん上がっていくというふうになると思うんですが、この点での理解は、今のどんどん深刻な生活が、所得が減ってくる中で、どのように課長は考えているかお伺いしたいなと思っています。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今の保険料の設定制度としましては、今おっしゃられましたように、保険料として必要な金額といいますのは、65歳以上の方は、サービス全体に対して平成21年度からは20%の負担ということになっております。したがって、この段階を、先ほど言いましたように、平成20年度までは7段階だったものを8段階にふやさせていただきました。

これも一つには、基準といいますのが、第4段階なんですけれども、先ほどありましたように、所得が減ってくる中で、同居しておる中で、高齢者本人さんは全然収入がないのに、家族の方で住民税がかかっておった方には第4段階の段階で、今までは1.0ということで減額措置がされておりませんでした。そういったことで本人さんに所得がない方については、大変、本当に納めていただく場合、家族の人が介護保険制度としては支え合って納めなさいということになっておりますけれども、本人負担が辛いということで、21年度からは、その方に対しては10%割引ということで、本来の納めていただく場合の90%という料金設定をさせていただいて、そういった部分でも、今回の改正では納めていただきやすいような状況になっております。しかし、要るお金というものは決まったお金でございまして、減額をする部分があればあるほど、その部分を補っていくために、所得の高い方にどんどんどんどん負担をかけていくというようなことがございますので、あまり都会に比べまして、この与謝野町については、所得の高い方がはっきり言って多くございません。したがって、所得の低い方はたくさんおられますので、その部分を少し安くさせていただくとすると、高い方の負担を、ものすごくたくさん負担をしていただかなければならないというような状況になりますので、そのあたりをバランスを考えながら、負担率を考えてさせていただいて、お世話になつとるというような状況でございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今の答弁でも明らかなように、簡単に言って貧乏な町ですから、あるパイを分けるわけですよ。ですから、当然それは上がらざるを得ん宿命の仕組みなんですよ。ここが大きな問題です。確かに町がいろいろと、今、課長が答弁あったように、いろいろな、今ランクも、7ランクも8ランクも設けて対応するとか、いろいろな努力をされてきたということは知っています。そこで私は問題だというのは、野村議員が一般質問でも取り上げましたので、この点は深くは言いませんけれども、ここが非常に大事なところだと思っているんですね。ですから、そういう点で、この制度については、ぜひ新しい政権もできたことですから、大いにこれは前向きの政権のようですから、ぜひそれは要望もさせていただいて、改善要望をお願いしておきたいというふうに思っています。

それから、もう1点はですね、私の質問は税の申告の問題なんです。これは一部で、この議会でも問題になったか、ちょっと正確に覚えてないんですが、社会保険料控除の問題です。いわゆる介護保険料という社会保険料ですね、これが税としてきちっと控除されていないケースがある

という問題なんです。

これは、ある人からの問い合わせがありまして、私も税務課の方にも聞いた経過がありますが、例えば、夫婦世帯で夫が家計を実質的に負担している場合、妻の社会保険料は、夫の税の社会保険料控除に使えるが、妻の年金から天引きされている妻の介護保険料は、夫の税の控除には使えない、税の仕組みからいったらそうなんです。つまり従来の負担がふえることに、結果的になるということを言っているわけですね。この認識で間違いありませんか。税務課長、もしわかれば、わかりやすく答弁してくださいよ。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。

今、ご質問いただきましたとおりの制度でございます。いいのですが、いろいろな税の申告に当たりましては控除、その中の社会保険料控除も国民健康保険料でございますとか、生命保険料ですとか、いろいろな控除がございます。それは申告されます方が支払われたということが前提になります。したがって、今おっしゃいますケースですと、奥さんの介護保険料につきましては、年金から奥さんが支払われたということが明白になっております。したがって、旦那さんの社会保険料控除としては取れないということで、先ほど議員がおっしゃられたことになるわけでございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私が、次のことを言いたいのはね、これはちょっとおかしいんじゃないかと思っているんです。というか、手順として天引き制度を導入した経過から見てね、当然、それは国なり県レベルの府なり、ここで、それなりの、こういうことが起りますよという告知や啓発が要るはずだった。しかし、実はこういうことが、そこらじゅうで起っていると、そうですね。だからこういう問題が今、わざわざ大きな問題になっているんですよね。知らない人は、まだ知らないんですよ。これっておかしいと思いません。今までの制度、天引きをぼんと導入したために事が起こったわけですから、ですからここはね、もうしつこく言いません、時間もありませんから。改善をきちっとしてもらおうように、国に、これこそ要望すべきだというふうに思っています。いかがですか。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。

税務課といたしましては、税法に乗って、その申告の制度、その方法等にのっとって仕事をさせていただいておりますので、そういう部分について、税務の方から働きかけるということは差し控えさせていただきたいというように思っています。心情としては、そういうのが出ているということは理解はさせていただいております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 課長は、今言っている矛盾はわかりません。今、答弁なさったように、おっしゃるとおりですとおっしゃったわけでしょう。答弁された。ということは明らかに、そこには矛盾があるということが明らかですよね。だから、それは是正措置として、こういうふうにした方がいいという指導や、もしくは改善を国に対して言わないかんと思いますよ。

今度、後期高齢者の医療制度はね、今言うた、選択ができるようになったんですよね。天引き

だけでなく、申告すれば、それは違う納税システムを認めたわけですよ。だから変化しているんです、世の中。頭が固定化させないで、もっと柔軟な対応を考えた方が住民の皆さんの仕事になると思いますよ。これはもちろん税務課長だけの判断でないのでしょうか、ぜひそのことも、改善を国なんかに要望して、是正を求めるよう担当課でも取り組んでいただきたいと、このことを申し上げて質問を終わります。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 言葉足らずだったかと思います。介護保険料の制度につきまして、税務の方のサイドからとやかく言うあれではないということで申し上げました。したがって、税の置かれております税法の中で、その処理をさせていただいておりますので、先ほどおっしゃいました後期高齢ですか、徴収制度をちょっと変えられたらとかいうようなことと同じことだろうと思いますので、税の方からその制度について、どうこういう問題ではないかなというふうには感じております。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいまの質問といいたいでしょうか、ご指摘に対してです。これについては、・・・制度が始まってから、こういった問題というのは出てきております。当初は事務的なことについても、社会保険料控除は・・・なるかなというふうに思っておりましたけれども、先ほど、税務課長が答えたとおり、本人の年金から天引きされるのだから、この分については、自分のお金で引かれた分を、ほかの、ご主人の方で使えるということにはなっていないというようなご説明がありました。そういったことで、担当課としては、このあたりは国の方に対しまして、全く知らんふりをしているということではありません。今までからいろいろな回答については、やはりできるもの、扶養にしておいたような場合については、それも家族として見た場合については、出どころがどこであれ、そういったお金が出ているというようなことがございますので、要望なんかを続けておりますので、今後についても、そのあたりは担当課の方としては要望を続けていきたいというふうに思いますし、また税務サイドとしては、やはりもうきちっとした中での話ですので、なかなかそこまでは答弁できないというふうに思います。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。
井田議員。

9 番（井田義之） それでは、介護保険の特別会計について、この間の税のときに介護保険でもやらせていただきますと言うておりましたので、やりたいと思います。また、審査の意見書の中に介護保険料は116万8,000円の不納欠損処分、前年度102万2,000円を行っても494万円の収入未済額があると、消滅期間が短いため、滞納者の分析調査徴収記録の作成をさらに徹底し、収納に努められたいという指摘がなされております。

毎年100万円を超える金額が不納欠損としてなっていくという現状だということですが、今の収入未済額49万4,000円の、先ほど言いました分析調査徴収記録の作成をされた結果、この494万円のうち来年へ不納欠損になる数字というのが、予測をできておれば大体どれくらいなのかというあたりをお聞かせ願いたいと思います。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいまのご質問ですけれども、介護保険制度としては、未納が続いた場合、2年間で、これについては不納欠損対象になるというようなことになっております。したがって、当然、徴収については一生懸命やっていかんなんということがございまして、先ほど指摘されておりましたように、徴収記録というのは当然つくっておりますし、また、徴収方法につきましては福祉課全員で、それぞれ担当を持って徴収に当たっているということです。職員が行きました、何月何日に行って、どのような話をしてきて、何ぼもらった、次回はいつ来て、どれだけもらえるというような徴収簿をつくっておりますし、また、そういったことで徴収簿はきちっとつくっておりますけれども、いかんせん、一生懸命回っておりますけれども、2年間というのはあっという間に過ぎてしまいます。今、聞いていただいております不納欠損についてでございますけれども、ことしについては110万円ほど不納欠損させていただいたんですが、この景気が悪い中で大体、今年度、不納欠損させていただくのが140万円ぐらい、もうちょっと超えるかなというような見込みとして思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 大変厳しいときなんで、先ほど伊藤議員からもいろいろ、るるありましたけれども、大変だろうというふうに思うんですが、この2年間というのは本当に、すぐにあっという間にきてしまうということなんですが、これは税務課長に聞いた方がいいのかどうかかわからんですが、ここで介護保険の不納欠損で落ち、ほかの税は入っておると、意味わかりますか。同じ方で介護保険だけを2年間入らなく、払えないと、あとは払っておられるというような方が、ないとは思いますが、あるのか、ないのか。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思えます。

今現在、税関係の公共料金について名寄せをさせていただいております。その内容について承知しておりませんので、お答えできませんが、感覚といたしましては一つの税なり、料金について滞納のある方が、ほかの部分について、すべて滞納はないというようなことはない、連結しておるといような認識でおります。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 2年たつて不納欠損で落として、ここでも、ことしは116万8,000円、来年は140万円近く、これ落としたら、あとは請求とかいう、町のとしての権利というのは、もう消滅するわけですね。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 税額的には消滅をいたします。しかし、この介護保険制度はサービスを受けるときに、若干ペナルティという言い方は言いにくいんですけども、本来サービスを受けた分の1割でサービスが受けられるということになっておりますけれども、その納付しなかった期間に対しまして、計算式があるんですけども、その期間については本来1割で受けれるところが3割負担になったり、高額な給付費が差し止められたりというような部分がございまして、2年たつて、ああもう税がなくなってよかったなということにはなりません。サービスを受けるときには、そういったことがあるということは十分ご承知いただきたいというように思います。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） ペナルティがあるというあたりを、そういうペナルティがあるというあたりを、町民の皆さん、どの程度知っておられるかなというあたりで、どういのかちょっと、それと私は、そんな介護保険の世話にならなくてもいいという方も結構あるんじゃないかなというふうに思うんですが、いずれにいたしましても2年間で不納欠損で落としても、そのあと欠損になった数字については、町民の皆さんの、まじめに納めておられる方の負担金が上がるという状態には変わりがないわけですね。

そこで、町長にちょっとお尋ねしたいんですが、今、いろいろと福祉課の方で集金に行っていたいて、その状態、家庭的な状態とか、いろいろとわかっておると思うんです。それで前年度の収入の中で介護保険料が設定をされて集金に行かれると、ところが、もうことしについてはとてもやらないけれども払えるというのか、役場の方の立場から言えば集金のできる状態でないというようなどころについては、私は、この毎年100万円落すんなら、そういう方の免除というあたりも考えながら、私が毎回、毎回、ここで不納欠損がある、収入未済額があるというようなこともあまり言いたくないけれども言わせていただいているという状態なんです、町長として、そういうような、いわゆる法の中でも町長の裁量の部分が結構あるわけですね。そういうようなことが考えられないかどうか、大変難しい問題だとは思いますが、町長としての見解を伺っておきたいと思えます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど来、出ていますように、やはり国の施策の中での執行ということになります。町長の裁量というのが、恐らくほとんどないに近い状況だというふうに私自身は認識しております。その辺のところの、本当にそういうことが可能なかどうかということも含めて、担当課とは、また協議といいますか、そうしたことも考えてはみたいと思えますけれども、恐らく非常に、そういうことについては難しいと思えます。そういう中で、できるだけ不納欠損にならないような状況の中で、相手の方との誓約をしてもらおうとか、少しでも払っていただくような、そういう手立てをむしろとっていくべきではないかなというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 町の条例の中では、いろいろな条例、ほとんど町長の裁量の範囲が入っておるわけですね。その辺のところ、うまいこと運用できないかなというふうに思いながら言わせていただいたんですが、この間も言いましたように、最近、この厳しい状態の中で大変だということで、いわゆる滞納処置条例を自治体で立ち上げて、その中でいろいろな免除規定とか、ペナルティだとかいうのを決められてやっておられる自治体もあるんですね。だから、もうそこまでやらないと、なかなか整理ができないん違うかなというふうに思います。というのは先ほども言いましたように、あとの税とか住宅の不納欠損だとかいうのは、ほかの方に、そんな迷惑がかからんわけですね、迷惑がかからんというたら語弊があるかわかりませんが、ここは負担が転化しているわけですね。介護保険だけは、こういう不納欠損なりが起きていくと、あとはまじめな町民の皆さんに、その負担が全部上乘せになるという状態があるわけですね、だから、そのためには一定のルールを設ける中で、そのまじめな方にも、こうこういうことで負担の増がお願いできるというような状態のものをつくっておく必要がないかなというふうに、私自身は思うわけですが、そういうようなことでも検討していただけるかどうか、その点についても

町長にお伺いしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） せんだって検討、研究、何か言葉の意味を一生懸命おっしゃっていましたがけれども、その検討するかどうかということよりも、そういうことが可能なかどうか、まず、その辺もですし、その条例ですけれども、上位の条例との関連がどうなのか、私自身もその辺も全く分からない状況でございますので、できるだけ少しでも、ただ滞納しておられる方がすべて悪質かと言えば、そうではない状況もございます。やはりそういう点では、もう少し何らかの方法がないのか、それこそ言葉の使い分けではあれですけれども、その研究をさせていただくということ、ご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、町長にいい返事をいただいたというふうに思っております。いずれにいたしましても、これは福祉課だけの問題ではないというふうに思っておりますので、いろいろと皆さんで相談をされながら、いい方向を見出していきたいという願望を込めて質問を終わらせていただきます。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。
野村議員。

1 番（野村生八） ただいまの井田議員が求められました減免について、私もそのとおりだと思っておりますので、質問させていただきます。

さきの一般質問でこの問題を取り上げて、町長から、一定の理解を得られたんではないかと思っておったんですが、先ほどの答弁ですと、どうもそうではないのかなということで、再度、質問させていただきます。

一般質問で指摘しましたように、介護保険というのは、ほとんど勢旗議員が地方分権と言われましたが、地方分権の中でつくられたのにほとんど国が全部決めるということで、地方の裁量が許されないような形で進められてきました。しかし、現在では、指摘しましたように宮津、舞鶴、綾部、福知山含めて以北で十数の市が、特に第2段階、第3段階の減免を実施しています。これは通常の災害等で一時的に減少した場合というのは、どこでもあるわけですが、所得が低い方に対して、通年通して減免する制度をつくっているわけですね。つまり実際やられているんですよ。許されているかどうかじゃなくて、第2段階というのは、まさに生活保護基準、いわゆる最低の暮らしが保障されると言われて収入以下の人が第2段階に、全員じゃないですよ、入っておられる可能性が大変あるわけですね。その方に、それだけの保険料というのは、それは幾ら何でも、生活保護ではこちらから出るわけですから、ちょっと制度的に矛盾があるというふうに思っていますので、これの減免を当町もするべきではないかという質問をさせていただきまして、検討をいただけるような答弁をいただいたと思っておりますので、再度、お考えをお聞きしたいと思えます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一般質問の中でもお答えいたしましたけれども、今年度からは本人の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下の場合には、保険料を10%軽減することとするなどの、そうした低所得者に配慮した保険料の設定とさせていただいておりますし、また21年度からの第

4期の保険料算定に当たっては、介護保険サービスを支える介護従事者の処遇改善等々も、これは別の問題ですけれども、一定のそういう配慮を、従来の7段階から9段階というふうな細分化をして、低所得者の方への配慮を行っております。

例えば、世帯全体が町民税非課税の場合には、本人の合計所得とか、年金収入の合計が80万円以下の保険料につきましては、基準額の半額というふうなこともさせていただいております。そうした中での改善といいますか、一定の方向性は打ち出させていただいているということでございます。

先ほどの第2段階で、どうなるかという点につきましては、実施されているということは、せんだっての一般質問の中でおっしゃっていただいておりますので、それらについてやるかどうかということについては、まだ検討も入っていない状況ですので、今後の課題というふうにとらえさせていただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今言われた80万円以下の、住民税非課税で80万円以下というのは、よそでもあるわけですね。指摘した減免しているところもそういう体制になっているんですよ。その80万円というのは、例えば国民年金をもらっていれば80万円に近くなるという、ほかに何か収入があればなるわけですが、まさに、その世帯というのは生活保護基準、住民税非課税であれば生活保護基準以下になるんですよ。だから、指摘しているように、組み合わせによっては生活保護よりも上回る収入になる場合もあるんですけども、内容によっては生活保護よりも低い収入になる方が含まれているわけです。さらにつくってもらった中でも、したがって、よそでも、その世帯に対して収入が、これ以下というね、生活保護以下というところに対して、さらに減免の制度がつくられているというのが実態なんですね。それが許されているわけです。ぜひそれは、そういうところの検討をしていただいて、先ほど言われた、払いたくても払えないというのは、ここに、制度の中にあるわけですから、それはぜひご検討いただきたいと、ちなみに、あのときには実施しているのは市だと、大きなところだと言われましたが、後でよく考えれば宮津市もやっているんです。うちよりも人口の少ない宮津市もやっているわけですから、そういうところから考えるのではなくて、いわゆる生活実態等々から、ぜひ考えていただきたいと思っておりますが、再度、お考えを。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 基本的な考えとしては、先ほど町長が申し上げましたとおりですけれども、実際、この21年度の財政を運営していく上で考えますと、減免した額相当額が、この3年間の保険料が不足するというようなことになっております。実情を申し上げますと、実際、今、減免を、ほかの町でもされています第2段階、第3段階といいますところが、実際には、本来いただく保険料の、先ほど言いましたように第2段階については、町長言いましたように0.5半額、それから第3段階が0.75ということで25%の割引ということになっております。そして、与謝野町で、この方々の対象人数を見てもみますと、全体の65才以上の34%に、与謝野町の場合は当たります。そういった大変所得の低いといいましょうか、その階層の方が多々ございますので、この部分を宮津市さんがやっておられますように、第2段階が25%、第3段階が20%の割引をしますと、恐らくこの保険料収入において、大きなマイナス要因ということが、財源不足

が生じてまいりますので、このあたりについては現段階、したがって、第4期の段階については、ここの部分を減額するということになる、財政運営上、大きな収入未済、収入が見込めないというようなことがありますので、町長言いましたように、十分中を分析させていただきまして、今後、検討させていただくということで、担当課の方も考えております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 宮津市はですね、そういう宮津市の事情によるんでしょうが、されている減免の中身は、ほかの市に比べればかなり率が低いんですね、厳しいといえますか、対象の収入が非常に少ない方に対する減免になっています。したがって、問題は当町の中身をよく調査をされて、どの収入、どういう暮らしの状況に、どういう形でかかっているのかと、その中で、どこまでどういうふうな減免をすれば、今、言われたように、どれだけの予算としてはね返ってくるのかと、その実際の町民の暮らしの中身を把握していただいて、一つはどういうことができるのかを、ぜひ検討いただきたいと思っています。

もう一つは、よそでやっておられる中身を検討いただいて、今、言われたように、どういう財政に対して影響があって、どういう形でそれを運営されているのかということも、ぜひ検討をいただきたい。そういう検討を今までは、最初に言われたように、許されてないという答弁いただいていたわけですね、そうじゃなくて、実際やられているんだということで検討する必要があると、どういう形でできるのか、全く検討の結果できないのかということ、私がどうこういう問題じゃないですが、運営されている行政としては、そういう問題に対して、大きな町がやっているのだからということではなくて、実際、この町であれば、どういうことになるのかという検討を、ぜひ、する必要があるのではないかなというふうに思っています。言われたように、21年から始まっていますからね、すぐにできるかどうか、もちろん、それはまた別の問題があるかと思えます。できるとすれば予定の予算を、3年の予算を、計画が立てられている中で黒字が残っていくというふうな見通しが明らかになれば、年度途中でも、これはできるのではないかと思っていますし、それはもう赤字状況であれば、次の新しい計画にならないと組み込めないということもあり得ると思えます。いずれにしても許されないことということでは一つも始まらないわけで、そういう形で検討するという方向で、具体的な仕事をしていただくということが必要ではないかと思っていますので、再度、ご答弁いただきたいと思えます。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） この第4期中の中身につきましても、担当課の方でも、そうしたことも検討した中で、一定方向性を出したというふうに思っておりますし、私自身もそういうふうに理解をしております。そういう中でということにつきましては、もう一度といえますか、中身について、どういうことができるのかということについては、これは検討する必要があるかなというふうには思いますので、それをすることについて、方向性はどうかは別としまして、そうしたことも再度、考えさせていただくことにさせていただきたいと思えます。

1 番（野村生八） よろしくお願ひします。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第135号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第135号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。
次に、日程第5 議案第136号 平成20年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第136号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第136号 平成20年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。
次に、日程第6 議案第137号 平成20年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第137号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、議案第137号 平成20年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第7 議案第138号 平成20年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

勢旗議員。

1 1 番(勢旗 毅) それでは、国保特別会計につきまして、若干質問をさせていただきます。

まず、昨年からの雇用情勢が非常に厳しい状況になって、場合によっては離職を余儀なくされると、こういう人が町の中にも出ていると思うんですが、この離職者の方で、国保に入ってきたと、こういう人が当然あるわけですけれども、この人の場合の減免処置の扱いは、現在どうなっていますか。

議長(森本敏軌) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) ご質問にお答えいたします。

国民健康保険の減免制度につきましては、既に内規を持っておりまして、その内規に沿った形で運用をさせていただいております。それで、議員ご質問の、このたびの厳しい経済状況でのリストラ等を余儀なくされたというふうな方に対しましての、特別減免措置といたしまして、国の通知等にもございまして、特別減免取扱内規というものを決めさせていただきました。その中で、お知らせ版等でも周知させていただく中で、今年度に限っての処置ではございますが、国の調整交付金でも補てんしていただけるというふうなこともございまして、制度を持っております。その中で現時点での特別減免の対象とございますか、決定させていただいた方につきましては13名ということで決定させて、減免させていただいております。額にいたしまして58万8,000円ということでございます。

議長(森本敏軌) 勢旗議員。

1 1 番(勢旗 毅) 今、課長から答弁ありましたように、調整交付金で国が裏打ちをしてくれるということであろうかと思いますが、こういった状況が続きます中では、一つの新しい、どういいますか、減免の考え方と、こういうふうに思っております、ぜひ、また引き続いて、現状のような景気状況の中では考えてほしいなど、このように思っております。

次に、国民健康保険税につきまして、若干お尋ねしたいと思っておりますが、非常に決算を見ても、毎年、この滞納が増加をしつつあるということで、非常に大きな課題だと、このように思っているんですけれども、国保中央会の資料を見ても、例えば、宮津市さん、綾部市さんはですね、この95%の徴収率が20年以上続いている。こういう成績が上がっていると、こういうふうに発表をしておるわけですが、こういった、私は先進地ということで評価をしてもいいんじゃないかと思っておりますが、こういうところに学ぶというふうなことは現在おやりになっているのかどうか、そこを伺います。税務課長ですか。

議長(森本敏軌) 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。勢旗議員おっしゃられました20年以上95%という分について、ちょっと資料を持ってないのでわかりませんが、近年の傾向でいきますと、与謝野町におきましては、19年度94.6%か、そのぐらいだったと思います。それから20年度は93.7%、ちょっと下がってきております。それで、一般の税等につきましても、大変申しわけないんですが、与謝野町におきましては、その辺の近隣、舞鶴、福知山、以北の中では一番低いという徴収率になっております。その分があわせて、保険税の方にも同じように徴収としては一番下の方であるというふうな、連動した形になっております。

そういう中で、今おっしゃられました先進地といいますか、ほかの各市町村がどういう収納方法等をされているかということについては、若干の交流等では話は出ると思いますが、綿密に連携をとってお話をさせていただいておるといふ研修会的な部分は、今のところございません。今後につきましては、京都地方税機構等、組織ができます、そういう中で滞納部分についての徴収が主になりますが、そういう中で現年も含めまして、各市町村と情報交換ですか、交流が密になっていくと思いますので、そういう中で、いろいろと与謝野町と違う部分、そういう部分を探しながら、徴収に努めてまいりたいというふうな考えております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） この辺は税務協議会の中でも、いろいろ勉強していただいて、一つ学ぶべき点は学んでいただく必要があるのではないかなと、これまで徴収率が悪いというのは、やはりこれは払う人に責任があるという格好が言われてきたわけですが、しかし、最近は市町村の側も、そういった、市町村として、どういう方法、納付方法、あるいは納付のさせ方、そういう納付しやすいような状況をもっと作り出していく必要があるのではないかと、こういうことが言われておられて、いろいろ市町村でも検討がされておられて、そういう方法が打ち出されておるわけですが、その辺のことについて。

例えばですね、今、一番先進地は、電子決済の方法が来ておりますね。それから勤めが広がったためにですね、なかなか時間内に納められないと、こういう方があるわけですから、それをどこから、コンビニでも、どこでも払えるような方法、そういったことにどんどん市町村の側も、窓口が広がっているわけですが、そういう点での検討というのは現在どのようになっていますか。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。

今現在、昨年の11月からですが、夜間窓口ということで、納期限の3日前から8時まで受け付けをさせていただくということでPRをしながらさせていただいております。件数的にはなかなか少ないわけですが、ご利用をいただいておりますという状況でございます。

それから、コンビニ収納とか、いろいろなこと、収納につきましては、当町、まだやっておりませんし、なかなか1町村で開始するというのも、なかなか難しいところもございまして、今、今度、地方税機構の中で取り組むという、納税方法、しやすい、納税者に対して便利な方向等、出てきますので、そういう中で対応がさせていただきたいというふうに考えております。確におっしゃられるように生活形態等、いろいろ変わってきておりますので、そういうふうに対応できる範囲で対応させていただきたいというふうに担当課としては考えているところでございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 住民税も年金からの引き落としになったということでございますし、いろいろ税務課は、担当課はお忙しいというふうに思いますけれども、そういう企画する側では、やはりできるだけ多チャンネルにする、窓口を広げていく、このことは非常に大事だと思っておりますので、ご検討いただきたい。

それでは、関連して、これは課長の方にお尋ねをしたいんですが、いわゆる昨年から後期高齢者支援金分が1.8%ですか、これがふえたわけですが、これによりまして、未収金の関係というのはどのように、課長、認識しておられますか。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたしたいと思います。

ご質問につきましては、後期高齢者支援金が歳出で3億円、決算書の529ページに掲載しておりますが、支援金といたしまして、20年度新規に3億3,700万円強の金額を執行させていただいております。これにつきましては、現役世代も含めました74歳までの方が後期高齢者制度を支援するためというふうなことで、国が決定された単価に基づきまして、加入者一人当たりの人数でもって計算されております。

また、その財源といたしまして、制度上のルールであります国庫の療養給付費負担金でありますとか、国府の調整交付金というふうなことで、特定財源としていただいております。これにつきましては、概算交付ということになりますので、2年後に精算されるということになります。

それで、お尋ねの税の未収金ということだと思うんですが、この20年度から税につきまして、後期高齢者分というふうなことで、国民健康保険税もいただいております。この計算方法につきましては、先ほどの歳出の支援金の総額、それから、それに伴います特定財源を差し引きしまして、残りを税で被保険者の方からいただくというルールに基づくことをごさしまして、そのような中で税率を決定させていただいております。

そういった中で、税につきましては、未納等で歳入に不足を来した場合につきましては、財政調整基金等での補てんというようなことにならざるを得ないというふうに考えております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それではですね、今、課長おっしゃったように、わかるんですが、先ほども介護保険料でいろいろお話ございました、しかしながら、国保税は、これに比べて数倍の税になっておるわけですね。そういうことで、今言われておるのは、現在69万円ですね、限度額は、これが80万円を超えるんじゃないかと、こういうふうに一般に報道されておりますので、非常に心配しております。それで支援金分についてどうだったかということでお尋ねしたかったんですが、最後に1点だけ課長、これは課長の関係になると思うんですが、特定高齢者の把握事業、これはどうなっておるんですか。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員ご質問の特定高齢者把握事業につきましては、先ほどの介護保険特別会計の中で地域支援事業として保健課が担当させていただいております事業でございます。それで概要を申し上げますと、65歳以上の方を対象に生活機能チェックリストというふうな質問項目を、

その65歳以上対象の方に、町でいいます集団検診を行います特定検診でありますとか、がん検診、あわせてご案内をさせていただいております、その中で質問項目、例えば階段や手すりを、壁をつたわずに上れますかとか、いろいろな、そういう質問項目を「はい」「いいえ」で答えていただく中で、特定高齢者の把握に努めていくというふうなことでございまして、20年度の実績といたしますと、このチェックリストにつきまして1,839名の方にお世話になっております。その中で一定の、その質問事項について、該当される方について介護予防検診というふうなことで、集団検診の中で、いろいろな検診を受けていただきます。その方が447名ということでございます。その介護予防検診を受けていただいた中で特定高齢者と認定された方については、20年度は440名ということございまして、その方を対象に予防事業といたしまして、お達者くらぶでありますとか、物忘れ予防教室、それから、お口と栄養の教室といった特定高齢者向けの予防事業を展開させていただいておりますというふうな状況でございます。以上でございます。

11番(勢旗 毅) 終わります。

議長(森本敏軌) ここで休憩します。

午後1時30分再開します。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時30分)

議長(森本敏軌) 休憩を閉じ、会議を再開します。

議案第138号の質疑を続行します。

質疑ありませんか。

家城議員。

6番(家城 功) すみません。質疑をさせていただきます。

国保会計の方で直営の診療所ですけれども、資料の方の194ページに、事業内容としましては地域住民に親しまれ、信頼される診療所を基本理念とし、近隣の医療機関との連携を図ることとしていると、また公的医療機関として行政と積極的にかかわり、住民の健康管理、疾病予防などの地域医療機関としての事業を展開しているという内容でございます。

この診療所につきましては、平成20年度で年間6,328人、1日に換算しますと大体25人から6人ぐらいの計算になるわけですけれども、石川地区初め地域の町民の皆さんの大変大切な施設だと、私自身は思っております。先生におかれましても、医者不足の中で遠方の方から通勤していただきながら、漢方処方を取り入れていただいたり、禁煙治療など促進していただいたり、また、新たな取り組みも努力もいただいて、大変ご苦労であるということで感謝しております次第でございます。

しかしながら、決算資料を見ますと、患者一人当たり1万円の収入に対しまして1万3,000円の経費が大体かかるような計算になってございまして、患者1人当たり、大体3,000円ぐらいの赤字が出るというようなことで、本年度も一般会計から2,000万円ぐらいの繰り入れが補充されておるのが現実でございます。

また、本年度はエアコンの改修ということで約90万円上がっておりますが、平成22年にはレントゲンの更新や、また、今年度は車を1台購入したりと、建物に関しましても、設備に関しましても老朽化も進んで、今後の維持していくのにも多額の予算が必要ではないかというような

思いがございます。

そういった中で、町民の人からは赤字でも地域のためになるので、ぜひ続けてほしいとか、いい先生が今、来ていただいておりますので、非常に喜んでおられるとかいう意見もある中、反対に常勤ではないので、地域の貢献度が全くないのではないかとか、石川小学校の校医も、よその先生がされておったりとかいうのが現状であるということもお聞きしております。また、医師会とのかかわり等でも、事業内容には近隣の医療機関との連携という言葉がうたってあるわけですが、かかわりに関しましても医師会の役員は常勤じゃないのでこらえてほしいとかいうようなことで町内のお医者さんからも若干クレーム的なお話を聞いたりすることもあります。また、休日診療につきましても当番がないというような状況の中で、地域に貢献されとる部分と、されてない部分が浮き彫りになっておるのではないかなと、また厳しい財政でございますので、持ち出しがある程度予測されていく中で、今後の、この国保の診療所につきましては、どういう方向でいくのかなという意見をそれぞれ、いろいろな人から聞かれる中で、私も答えにはならない答えしかできないのが、今現状でございます。

また、それぞれの立場や思いで、いろいろな意見がある中で、文教厚生委員会の中でも内容の改善や指定管理等の継続に向けての案や、廃止に向けての意見など、いろいろな意見が出るわけですが、論議はありますけれども、明確な回答にまでは、まだ、いまだに至っていない中で1点だけ町長にお聞きいたします。

こういった現状の中で、国保診療所に対する町長のお考えと、今後の方向性についてお聞かせがいただきたいと思っております。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 国保の診療所につきましては、この町内には与謝の海病院という府立の病院がございますけれども、あとは国保診療所としては、与謝野町内では石川の診療所しかないわけです。実際に地域の住民の方たちの愛される診療所としては、今のような先生の勤務形態でいいのかどうかという、決して100%いいという状況ではないというふうに考えております。前医師が突然辞められるというふうな中で、1日でも早く地域の医療施設として開業してほしいという地元の強い要望等もございまして、そうした中で今の先生にお世話になり、また、衣笠先生等も小児科を受け持っていただく先生を幸いにも来ていただくことができました。しかし、常駐をしておられないということに対して、ほかの開業医の先生方とは、若干そういった点では無理があるというふうに考えております。ですから、いつまでもこういった形というものがいいとも思いませんし、先生方にも、それぞれのご都合が、またいろいろと出てくるかと思っておりますが、今のところこういう形での診療を1日でも多くしていただくようなご努力もいただいて、今やっていたいただいているところです。

今回、先生がおいでになるということで、町の方も理学療法士としております職員が、先生の指示を受けて動いておりますので、そういった点では、今までできなかった、そういうリハビリ部門での指導等もできるということで、地元の方々には喜んでいただいておりますし、そうした中でクアハウスとの連携等々、新しい形の、そういう医療の実現が今までとは違った形でできているという点では、非常にいい点ではないかと思っておりますが、おっしゃるように、今のままの形では無理だというふうに判断をしております。じゃあ今後どうするのかということですが、

一応、内部の中でも、今までも指定管理者について検討してみてもどうかというふうなことで、内部の協議もしたことがございますけれども、今どうするという結論には至っておりません。今後については、本当にいつまでもいていただけるかどうかということも、まだ、確認ができておりませんので、今後についてはやはり真剣に考えてさせていただく、そろそろ時期に来ているのではないかというふうには思っております。

議長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） 先生におかれましては、契約が半年更新というようなこともお聞きしております。そういった中で、高いか安いかは判断しかねるんですが、月額10万円というような報酬も出ておられるような中で、地域の方が安心して治療を受けられる施設があるべきだというふうに考えておりますし、また文教では野村委員長初め優秀な議員さんがいっぱいおられますので、そういう人らの知恵を十分、また發揮させていただいて、提案ができたかなというようなことも考えております。どちらにしましても、町民の皆さんはうわべだけでむだだとか、むだじゃないとかというような判断をされる部分もあるんですけれども、できたら、そういうような方向性を早目に示していただきまして、町民の方が安心できるような医療機関になっていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 全国的にも医師の確保というのが非常に難しい状況の中で、二人の医師がかわりがわりであっても来ていただいているということについては、非常に感謝しているところです。おっしゃるように、今後に向けては、やはり一定の方向性を打ち出す必要があると思っておりますので、また、皆さん方のお知恵もお借りしたいというふうに考えております。

6 番（家城 功） 以上で終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。
畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 1点だけお尋ねしたいと思います。

私は無料定額診療事業というものについてお尋ねをしたいと思っております。これは生活が苦しい人に医療機関の受診を保障するための制度です。それが利用されているかどうかということなんですけれども、この制度がどれぐらいあるかという調査を厚生労働省でされたわけなんですけれども、2006年の調査では、全国で263の医療機関しか取り扱っていないということで、大変少ないと言えらると思っております。

この付近で、こういう方ですから、そら京都にあるから行きなさいなんて言われても、交通費が高くて行けないとか、そういう事情もありますので、この付近でちょっと、割に気楽にというか、ちょっと車に乗せてもらって行けるという程度の範囲に、こういう医療機関があるのかどうかということと、今までに利用された方が、この与謝野町で一人でもおられるかどうか、まず最初にお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

議員ご質問の無料定額診療制度でございますけれども、新聞報道等によりますと、制度といたしましては、医療法人等の民間病院において実施されている事業でございます。

根拠といたしまして、社会福祉法第2条第3項に規定されている社会福祉事業ということで、医療というより、むしろ福祉側の制度かというふうに思っております。それで、病院独自の経営方針によりまして実施されておまして、国府の等の勸奨はないというふうなことで、国府の制度ではないということでございます。その社会福祉法の第2条第3項では、生活困難者に対して、その住居で衣食、その他日常の生活必需品、もしくはこれに要する金銭を与え。または、生活に関する相談に応ずる事業というふうな中での区分に応じた制度かというふうに認識しております。

それで、この制度を行いますに当たりましては、所在の都道府県知事に対して、民間病院によりますと届け出が必要であるというふうなことでございます。それで対象者、どの方が受診できるかというふうな対象者については、それぞれの病院で、それぞれの基準が定められているというふうに聞いておまして、具体的に、その基準というふうなものは、ちょっと私どもでは承知しておりません。

それで、この制度については生活が改善するまでの一時的な措置であるというふうなことから、原則1カ月を基準に運用されているというふうなことでございます。それで、この制度の特典といたしましては、その事業に要した費用が法人税上でいう非課税扱いになるというふうな特典があるようにお聞きしております。それで、この地域におきましては、丹後中央病院、それから綾部共立病院、診療所では丹後共立診療所、福地山共立診療所、舞鶴共立診療所、綾部共立診療所というふうなことで実施されているというふうなことでございます。

以上については、新聞報道並びにホームページ等々で調べさせていただいた状況でございまして、担当課といたしましては、この程度の知識しか現時点では持ち合わせておりませんので、ご了解いただきたいというふうに思います。以上です。

議 長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 今、答弁いただいたわけですがけれども、この与謝野町の方で、これを実際受けられた方があるかどうかということについても、多分わからない状態ではないかなと思います。というのが、この制度は、ほとんど知られていないわけですね。厚生労働省は、この無料定額診療事業の開始を抑制する方針をとってきたということにも原因があると思うんですけれども、2008年に日本共産党の小池晃参議院議員が抑制方針を転換せよということを求めまして、政府からは、各自治体が医療機関から届け出があれば受理されるべきであるというふうな答弁をされたということです。

ですから、これを許可するかどうかというのは、京都府が、その権限を持っておりますので、町が直接関係するわけではないのですね、そして、先ほども言われましたように、じゃあこれを与謝野町で本当に困ったと、国保料はやっときさ払っているんだけれども、とても医者にかかるお金がないという方がおられたとしても、それはその方が、こういう病院があるということは全然ご存じじゃないわけですね。ですから、使われていないというのは、いわば当然ではないかなというふうに思います。

実際に無料定額診療を受けれる状態なんだけれども、知らないために病気をどんどん悪化させるというような方もおられると思います。それで、やはり本当に困っている方が、国保料も払えないという方もどんどんふえてきておりますので、先ほども95%いっていないということで、この地域でも、北部で最も徴収率が低いということが勢旗議員とのやり取りの中でありましたけ

れども、それだけ国保料が払えなくなっている、中には払わない方もあるのかも知れませんが、全体的には大変景気が悪くて払えない方が実際に出てきているわけですね。そんな方とか、それからリストラされて、そのまま保険証を持っていない、国保にかわらなければならぬんだけれども国保料が払えないので、払わないままに無保険になっているという方もおられると思います。ですから、そういう方に相談がけがあればいいんですけども、国保が払えない方については、直接本人と、いろいろな話をする中で、もうこれはとても、このままではあかんということになれば、福祉課の中でも生活保護の係の方とか、いろいろな方との連携といいますか、そういう連携しながら、この事業を有効に扱わなければならないと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険としての保険税が払えないというふうな方も確かにいらっしゃると思います。国保の制度といたしましては、低所得者向けの措置といたしましては7割、5割、2割の軽減であるとか、所得が比較的低い方には、そういう軽減措置もございます。それから、先ほども答弁させていただきました特別減免、リストラ等によって生活が困難になったというふうな方を対象に減免措置も持っております。そうした中で、具体的に納税相談にお見えになったときでも、町民の方に対して丁寧に親身になって相談させていただきまして、現制度の中で、でき得る対策といえますか、それについて相談させていただいております。その中には保健課独自では対応し切れない部分、先ほどもありました福祉課、生活保護の方との情報を共有しながら、連携しながら取り組んでいくということも必要かというふうに思っておりますので、具体的に、まず納税相談といえますか、役場の方に来ていただいて、相談をしていただければ、こちらの方でも十分誠意を持って丁寧に、町民の方に対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） 確かに役場まで足を運んで相談をすれば丁寧に対応をされていると思います。生活保護につきましては、決めるのは京都府であり、ここでしたら振興局になるわけですので、町には権限はないわけなんですけれども、大変親切に対応していただいているというふうに思っております。

ところが、これがちょっと病気を持っておられる方の場合、病気はあるいわ、仕事はないわ、お金が払えないわとなってくると、どんどんどんうつつの方に向かっている方が、今、大変多いということで、割につい最近なんですけれども、そういう病気があって、最終的には自殺をされたんですけれども、そういうふうにごんごんごんごん気持ちが内側にいってしまって、外へ出れなくなるんですね。そういう場合、徴収のために家にも行かれることもあるわけですね、近所の目もあるので、やたらと行くのがいいか悪いかは、ちょっと私もよくわからないんですけども、電話をすとか、いろいろな方法で、電話も切られたりすることもあるんですけれども、対応していただいて、お願ひをしたいと思います。

先ほど課長おっしゃられましたけれども、この制度は生活が改善するまでの一時的な措置です。無料診療の場合は、健康保険に加入、または、生活保護開始までは原則1カ月、最大でも3カ月

を基準に運用をしているということですので、その間に、その方の生活再建というような、そういう相談までが入ってくると思うんですね。ですから、多重債務で苦しんでいて、そのために払えないとかいう場合は、住民環境課の方でも多重債務対応の課ができて、実績も上げておられるということですので、そういう解決にまでね、この無料定額診療と関係ないかもしれませんがけれども、そういうとこまで、やっていかないと、その人の健康というのが守りにくくなるということがありますので、この無料定額診療を有効に利用することと、その人の生活の相談に乗るということを基本に頑張っていたきたいなと思います。以上です。

答弁ありましたらお願いします。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 答弁させていただきます。

先ほどの答弁と繰り返しになるかもわかりませんが、町民の方も、いろいろな角度からの相談、例えば保健課に来られるんでしたら滞納というか、納税相談でありますとか、それから税務課もそうですし、福祉の方でしたら生活保護の方で相談に見えた、その方も滞納がある、いろいろな関連する相談の内容でお悩みがあるとは思いますが、役場の中で、それぞれ担当部局も違ってはおるんですが、先ほどもお話がありました保健課、福祉課、税務課、住民環境課と、それぞれ連携をとりまして、対応していきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） では、ぜひともよろしく願いをいたします。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、国保会計の決算ということで、幾つかダブる点があるかと思いますが、それを避けて質問したいと思っています。

医療、年金、介護という、いわゆる社会保障というのは、現在の暮らしを支えて、将来不安を解消すると、また内需の大きな個人消費を暖めるとともに、新たな雇用を生み出して地域経済を活性化させるなど、大変大きな経済効果があると、このように考えております。この間、さきの政権によって、貧困と格差を拡大する中で、未曾有の金融経済危機が生活を脅かしていると、今こそ暮らしを支える社会保障の役割が非常に重要だというふうに思っています。

ところが年金、医療、介護、福祉などの制度改悪が繰り返され、その結果、日本の社会保障は最も支えを必要とする社会的弱者が真っ先に制度から排除されて、暮らしを支えるべき制度が、逆に負担増と給付削減で国民の生活苦と将来不安を増大させるという事態が引き起こされていると言わねばなりません。

この地方でも、その定型的な事例が、皆さんご存じの与謝の海病院の脳外科の休止という重大な事態だと私は思っています。このことを、こうした状況を踏まえて質問に入りたいと思っています。地域経済と社会保障が非常に、先ほど述べたように大変な事態の中で、町内業者の営業を含め、住民の暮らしが本当に重大な事態に追いやられている点であります。この結果、私は滞納が、これほど大きな課題になっているのは、その結果、増加をしてくれているというのが、私どもの認識であります。

そこで、お伺いしたいというふうに思っているんですが、全国的には、この滞納というのは昨

年度の国保税で453万世帯、世帯のおよそ2割になっていると聞いています。本町での、この数年の滞納状況ですね、経過も含めて、どうとらえているのか、お伺いできたらと思っています。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。

全国的な分については、ちょっと把握しておりませんので申しわけございません。当町でいきますと平成20年度決算におきましては、減免と滞納を合わせまして2億953万5,000円ほどが滞納額として残っております。それで、件数といたしましては約680世帯いう状況かというように思っております。それが比率として、どうやって当たる、全国的に、ちょっと計算はしておりませんのでわかりません。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 私のこれは判断ですが、今後も滞納は広がっていくというふうには思っておりまして、避けられんという言い方はしたくありませんが、かなり進化していきだろうというふうには思っています。

滞納問題で、私、ちょっと気になっていまして、この間、文章を読んでまして、医療機関で大きな、いわゆる未収金が発生しているという問題が、大きな課題になってまして、マスコミでもちょっと一部取り上げられておりますが、その点で、またお伺いするわけですが、一つは、時間もありませんから要約していきます。医療機関、いわゆる厚労省がまとめさせた未収金に関する報告ですが、これによりますと05年実施された医療団体の協議会の調査では3,270病院の未収金は、1年間で219億円にのぼるといことが言われています。最大の理由としているのが患者が医療費、いわゆる一部負担を支払うだけの資力がないほど生活が困窮していると、このように、この文章の中で報告されています。また、現場でも多くの場合、患者の生活困難が92.3%と、ほとんど占めるという状況もデータで明らかになっています。そこで、このデータを近隣でもあれですが、課長は医療機関の、つかんでおられるのかどうかというのをお伺いと思っています。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

担当課としましては、この近隣の医療機関において、どれぐらいの一部負担金の未収があるか等については把握できておりません。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） もう1点は、その対策として行政当局も地方、国にかかわらず、かなりいろいろと問題になっていまして、ことしの6月18日の参議院の厚生労働委員会の中で、共産党の小池議員が一部負担金の免除制度の積極的活用について、大臣に迫った経過があります。これは市町村の財政的な影響ということに対して、財政的ないろいろな懸念があるということで、厳しい財政状況の中で、減免制度に二の足を踏むという自治体が非常に多いという問題にも触れながら、国からの補助ですね、援助を求めました。大臣は、このことについて、前向きに特別調整交付金などを使って負担の半分を町が見ることができないか検討をしていきたいと、セーフティネットの一つとして活用したいと、こういうふうにご踏み込みをしました。

また、別件ですが、これは法律の問題ですけれども、健康保険法の44条では、保険者は、い

わゆる市町村ですね、特別の理由がある被保険者に対して医療の一部、また一部負担を猶予、または免除することができるという定めをしています。そこで、私、これを受けて通達が出されています。これは7月1日付でなっているわけで、この論議を踏まえた通達ではないかと言われてはいるわけですが、ここではかなり踏み込んだ、時間もありませんから簡単に言います。

かなり積極的な、踏み込んだ通達を出しているんですね。これは大きく分けて、先ほどいいました法に基づく内容の実施ですね、実施をしたい。先ほど質問の中で言っていましたが、半ば凍結させておいたのを復活をさせて、きちっと対応せなあかんという事態です。この文書についてご存じでしょうか。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃられますように、厚労省におきまして7月に、その一部負担の減免につきましての通知文が来ております。その中で具体的に生活、生保基準以下等を対象にというふうな具体的な措置を持って基準を定めるなど、検討をされているというふうなことでございまして、9月から全都道府県で、モデル事業として実施しながら取り組んでいくというふうなことでございまして、減免基準を具体的には、協力医療機関で入院治療を受ける被保険者がいる世帯、災害、事業の休廃止、失業等で収入が著しく減少した世帯、収入が生活保護基準以下、かつ預貯金が生活保護の3カ月以下の世帯の三つの条件をすべて満たしている場合というふうな、具体的な基準を示しながら検討していくというふうなことでございまして、実際の減免の基準については市町村ごとに定められることにはなるんですが、そういった基準からモデル事業を持って検証していくというふうに取り組んでおられます。

現時点で与謝野町におきましても、一部負担金の減免の内規というふうなものは持っておるんですが、この通知が、さらに検討されることによりまして、中身を精査しながら国の基準に沿ったとおりのもに改め、検討していくというふうにしていきたいというふうな思っております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） そういうふう積極的に活用を考えてほしいというふうに思います。それについては地方の条例も持っているか、持っていないかというようなことが、いろいろと調査もされているんですが、基本的に条例があるなしにかかわらず、法に基づいて、先ほど言いました44条、それから畠山議員がおっしゃった、あの内容とかいう点の、フル活用をすれば十分いろいろな対応が考えられるというふうに思っています。

一例だけちょっと言っておきますと、既に地方では、この対応は済んでいるんです。温度差がありましてね、自治体によって、一番ダントツに高いのは大阪です。これは、減免がどんどんいろいろな一部負担金や減免の制度を、例えば6,322件の申請があって6,175件で、全国トップです。その減免総額は1億9,000万円になっています。このように、いろいろな形で対応が進んでおまして、京都は非常に少ないんです。ぜひそこは、大いに法を生かした取り組みをフルにやっていただいて、今いう困難になっている住民に対する丁寧な対応や援助、それで町の信頼を回復していくというか、大いに信頼を高めていくという努力を培っていただきたいと思っております。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第138号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第138号 平成20年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。
次に、日程第8 議案第139号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第139号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第139号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。
次に、日程第9 議案第140号 平成20年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

野村議員。

- 1 番(野村生八) それでは、後期高齢者医療の特別会計について、保健課長に質問します。
この後期高齢者医療制度は、20年度から導入されまして、これは町の条例で会計が提案されるときには、この会計をつくらなければ75歳以上の高齢者の皆さんが医療を受けられなくなるという、こういうことがありましたので賛成をしましたが、その内容は大変ひどい内容であるということを討論の中で示しました。

そこで、そういう点に立って始まった、この20年度、どういう状況にあるのか、さらには22年に向けて、どういう状況になっているのかという点について質問をいたします。

これについては、国の予算のうち医療にかかる費用を削減するために導入したということだと思っています。後期高齢者医療制度は年齢だけで区切って別の制度に囲い込んで、重い負担と差別医療を押しつけるという、世界にも例がないというふうに言われている制度です。そこで、まず、この差別医療についてお聞きしますが、当初は75歳以上の方については、ほかとは違う包括医療という形でやって、医療費を押さえ込もうというふうに始められる予定でしたが、国民の怒りが集中したということで、これについては、早々からお医者さんが選択性でできるというふうになりました。しかし、医者の中でも、この制度については多くが批判的でありまして、選択する方がほとんどいなかったというのが実態だろうと思っています。そういう中で、今、この包括医療、差別医療はほとんど実現できていないのではないかと思います、20年度の医療の面ではどういふふうな形で進められたのでしょうか。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

20年度から後期高齢者医療制度が創設されまして、従来の老人保健制度からの切りかえといえますか、制度廃止に伴う創設ということですが、受けられる医療等につきましては、従来から制限されることなく受けられるというふうには、こちらでも認識しておりまして、先ほど言われている差別医療ですか、そのような実態があるのかちょっと、こちら担当課の方としては、その現状があるのか、ちょっと認識できておりません。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 年齢で区切って、別の保険に入れられるという問題と、重い負担という問題もありますが、私たちがかかった病気と同じ病気に75歳以上の人がかかっても、私が必要な医療と同じ医療が受けられないという、この差別医療に対する怒りというのは、本当に大きなものがあって、うば捨て山の制度と言われた、大きなものがそこにありました。しかしこれは、今、言われたように、実現できなかったというのが実態だと思っています。

そこで、もう一つの重い負担なんですが、これについては、いわゆる健康保険の扶養家族の方は保険料が無料だったわけですが、介護保険になると保険料が必要になるという方が生まれてくる中で、これについても大変な批判の中で、引き続き無料という形で、いわば、ばんそうこうを張る形で、後期高齢者医療制度は続けながら、全く予定しておった、そういう仕組みが発足できないという、そういう実態だと思います。この保険料については今、どういふふうな、20年度から今に、どういふふうな実態になっているのかお聞きします。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

後期高齢者の保険料につきましては、制度創設当初、京都府の広域連合によりまして均一的な保険の料率と、それから均等割額というふうなものが決定されまして、その中で当地域、与謝野町につきましては、京都市内との医療費の差等を根拠といたしまして、不均一課税ということで軽減のされた税率でもって賦課をさせていただいておるといふ状況でございます。それで、20年度に入りまして、国の特別対策等によりまして、その決められた保険料の中から軽減され

ている方については、さらに軽減の拡充といいますか、そういったものも制度として組み込まれました。そういった中で、保険料の負担にかかる分については、当初よりも一定、軽減されているのではないかとこのように感じております。

その中でも後期高齢者に入られる方につきましては、国民健康保険に入っておられた方、それから、ほかの健保組合等も入っておられた方、それから社会保険等、被用者保険に入っておられた方も75歳をもって新しい後期高齢者医療制度に加入していただくわけになりますので、その前と後とは、それぞれ保険料の負担については違いが出てくると思っております。

それで社会保険等、被用者保険の被扶養者の方については、それまでは負担がなかったものが、軽減措置はされているものの半年間凍結、半年間の保険料というふうな軽減措置はされているものの、一定数千円でも保険料の負担が起きてきたというふうな実態もございます。さらに国民健康保険の被扶養者の方につきましては、世帯主課税ということで、その世帯単位で国民健康保険の保険料を計算しますので、その世帯の構成員となっておられたら、直接的な支払いはなかったも、その当人の人も世帯主にあわせて課税されているという実態がありますが、お年寄り本人は払っているという感覚がないのかもしれないかもしれませんが、国保の方でしたら、以前は幾分かの保険料はお世話になっていたということがございまして、新しく後期高齢者に移動することによって、逆に保険料が軽くなった、低くなったというふうな実態の方もございます。

答弁になったかどうかはちょっとわかりませんが、そのような状況でございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、答弁されましたように特別措置として引き続き、新たな負担のないようにという形で始まったわけですね。だから、当初の予定していた負担が、どんどんなくなっていくという形で、国民の批判を避けようという、総選挙目当てと、私たちは言っていますが、ということがありました。しかし、その多くが後期高齢者医療だけではなくて、70歳から74歳の方の窓口の医療費も2割に上げるといっていたのが1割に凍結されたままというものを含めて、多くが来年3月末で終わるということで、4月から、このままいけば引き上がっていく、当初予定されておったルールに戻されようとするわけですね。重い負担が復活してくるという状況に現在あるのではないかと考えています。

さらに、そもそもこの保険料は高齢者の人口や高齢者の医療費がふえれば、高齢者の保険料に跳ね返る仕組みになっています。これが2年ごとに見直されるということになっています。京都の段階でいえば、来年から引き上げられるであろう、下がることは、まずないと思っておりますが、高齢者がふえますのでね、引き上げられるであろう、この保険料ということについての試算はされていますでしょうか。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

22年度から保険料の料率の改定ということでございます。2年ごとに見直しをされまして、6年間で不均一課税が均一になるというふうなことでございます。

それでお尋ねの、具体的に22年度の保険料の、じゃあ幾らになるかというふうなことにつきましては、広域連合の方で試算は進められておると思っておりますが、現時点で、こちらの方にお聞かせいただいているというふうな状況ではございません。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 不均一課税については、次に質問する予定なのですが、もともとの均等割等の保険料ですが、これが2年ごとに見直されるということで、例えば東京都の広域連合では平均的な年金生活者で、単身者で年間9,600円が1万2,400円に上がるというふうに試算がされているわけですね。かなり上がるだろうと、これは均一な部分が上がると、ですから当然、京都もかなり、もともとが上がるだろうと思っています。そのもともとが上がる上に、先ほどから言われてます不均等な税ということに与謝野町はなっています。資料の196ページに、それが書いてありまして、その点を、次に質問したいんですが。

6.862%になっているわけですね、それで、これも2年ごとに見直されるということになるわけですが、来年の、この値上がりというのはどれぐらい、もし、先ほど言いました元が同じだとしても、どれぐらい来年、上がるのか、これについてはいかがですか。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

議員申されましたように、確かに均一といたしまして、京都府内におきましては8.29%、それから均等割額が4万5,110円、それを与謝野町におきましては、不均一課税といたしまして6.86%、3万7,320円と、資料に載せさせていただいておりますように、安くといいますか、軽減された形で税率が定められております。

それで、6年間で、この不均一課税につきましては、均一に持っていくということでございますが、医療費、算定の仕方と申しますと、医療費の格差におきまして、過去3年間の平均をとる形で、例えば20年度、21年度におきましては、医療費の差の6分の3以内になるように設定するというふうなことが法律で決められております。

それから、22、23年度につきましては、医療費の差の6分の2以内というふうなことでござっております。そして、24、25年度におきましては、医療費の差の6分の1以内というふうな形になっております。その範囲内で、先ほど申しました広域連合の方で試算をされているという段階かというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この20、21とですね、同じだとしても、6.86%が、次の段階では、今言われた6分の2というのは7.47%ですか、いうぐらいに上がります。これは綾部市の7.25%を上回るんですね、綾部市が3万9,410円ですから、それを上回るということで、4万円近くになるわけですね。ですから約1割、この1ランク上がるだけで1割上がる、さらに、先ほど言いました東京都では、あれだけ上がるわけですから、京都も同じように上がっていくんだらうと思えば、元が上がって、さらに1割上がるという、与謝野町にとってはダブルで、この重い税負担が、来年度から押しよせてくるというのが実態だらうというふうに思っています。

次に、そういう形で、どんどん保険料が、重い負担がかぶせられてくるという実態で、どうなるのかということですが、この20年度、あるいは21年度での後期高齢者医療の滞納の率ですね、これについては、京都府下で与謝野町はどういう状態にありますか。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 20年度の収納率を報告させていただくということで、よろしいでしょうか。

1 番（野村生八） 京都府下の収納率と京都府下の位置。

保健課長（泉谷貞行） 20年度の後期高齢者医療保険料の収納率でございます。京都府全体といたしまして、普通徴収と特別徴収を合わせたものにつきまして98.94%でございます。それで普通徴収のみを言いますと97.38%でございます。与謝野町におきましては普通徴収、特別徴収合わせたものにつきましては98.39%でございます。

それから、普通徴収のみは94.35%でございます。与謝野町収納率、いずれにいたしましても、京都府内で最下位というふうなことでございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 後期高齢者も、先ほど介護保険にもありましたが、年金天引きということで始められましたが、これについても国民の大きな批判で、それを軌道修正を余儀なくされたということで、選択制に変わったわけですね。そういうことがあるにしても、やはりいわゆる、この普通徴収、年金天引き以外のところは町が徴収しなければならないという、一番大変なところが町が背負わされているわけですが、一番厳しい状況になるわけですね。その与謝野町が、一番税率が、負担がふえるという状況に、来年4月、さらに一層厳しくなるわけですね。こういう状況を、全体を見ましても、この後期高齢者、こういう差別医療をし、重い負担をする。また、ほかの世帯と別の医療体系という、世界でも例のないような、こういう制度は直ちに廃止する以外にないというふうに、この20年の今、言いましたような内容を見ても改めて感じています。そういう点で、この後期高齢者医療制度が始まった、この20年、いろいろ今、言いましたように行政の事務も大変だったろうと思いますし、とりわけシステムも、結局、国が地方に押しつけたというふうに思っていますが、これらの負担については、町の事務等々の負担ですね、財政も含めた。どういふふうな状況だったのか、お聞きします。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

担当課といたしましての思いでございますが、制度が創設されまして、要するに、それまでのいろいろなシステム移行に対します軽費、それも18年度ぐらいから年次的に18年度、19年度、20年度というふうな3カ年計画でもってシステム開発、それからシステム導入といったシステムの改修軽費が一部円滑導入補助金というふうな特定財源もいただくことができましたけれども、ほとんど一般財源というふうな形の中で、そういうシステム関係で多額の財政支出があったというふうなことも事実でございます。

それから、もう一つ、年度に入りまして、先ほどもご紹介させていただきました、いろいろな軽減措置であります特別対策が政府によって組まれました。軽減対策の拡充、それから、特別徴収から普通徴収への交付に変更する自由選択というふうなことでございます。それについて一つ一つ、相手がお年寄りさんということもあります。なかなか理解していただけないというふうなことで、丁寧に説明もさせていただかなければなりませんし、そういった改修が頻繁に年度内にもかかわらず行われたということで、現場もかなり混乱したような事実がございます。そういう意味で間違いは起こされませんので、一つ一つ制度をきちっと理解しながら、町民の方に丁寧に対応をさせていただいた。それには時間がかかったというふうな思いはございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 新しい政権は、当初は廃止を言っていました、どうも3年後に先送りのよう
でございますが、こういう今言ったような形で、直ちにこれは廃止をして、一たん老人保健会計
等々の体制に戻すべきだというふうなことを指摘をして、質問を終わります。

議 長（森本敏軌） ここで休憩します。

2時55分再開します。

（休憩 午後 2時37分）

（再開 午後 2時55分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議案第140号の質疑を続行します。

糸井議員。

10番（糸井満雄） それでは、後期高齢者医療保険特別会計について二、三点、簡単でございますの
で、よろしくお願ひいたします。

私も、ことし7月から後期高齢者になりました。めでたく仲間入りすることができました。あ
と、後期高齢者になりましたけれども、私自身は、そう違和感を感じてないわけなんです、な
ぜなら普通に医療が受けられておったということなんです、しかし、この制度は当初、発足当
時から非常に問題のある制度で、野村議員もいろいろと言われておりましたけれども、私も広域
連合の議員に選ばれておまして、広域連合の中で、そうした矛盾点について質問もしてまいり
ましたし、これからも質問もしていきたいというふうに思っておりますけれども、きょうは与
謝野町議会ですので、そこら辺は差し控えたいというふうに思って、ここの問題について、若干
お聞かせ願ひたいと思っております。まず一つは、先ほど野村議員の方からもと言われておまし
たけれども、普通徴収率が94.35%ですか、先ほど報告がございました。

収入未収金も200万円ですね、たしか未済額があるというふうに決算書にはなっております。
これで見ますと、私、後期高齢者連合からいただいた一覧表があるんですけども、与謝野
町は何と一番最下位なんです、94.35%、非常にこれ、私見て94%台は与謝野町だけ
なんです。あとは全部95%以上、一番よいのは和東町の99.25%です。次によいのは、
隣の宮津市なんです、これは99.07%、与謝野町が94.35%で、しかも最下位というこ
とで、私これを見てショックを受けておるんですけども、ここら辺の、普通徴収の、この悪い
原因、この辺、分析をされておるといふふうに思いますので、その辺について、分析されてお
りましたらお聞かせ願ひたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

議員、申されましたように、普通徴収の収納率、特徴も合わせましての収納率も含めてですが、
府内最下位ということでございます。担当課といたしまして、全く不本意な結果でございます。
大変申しわけございません。

いろいろといただきますが、分析もさせていただきました、若干言いわけになるかもしれませんが、
滞納状況について、報告させていただきたいというふうに思っております。

収納率につきましては、先ほど野村議員のご質問でお答えさせていただきましたとおりでござ
います。

それで、滞納額につきましては204万6,236円でございます。55名の方によります滞納額の合計でございます。この中で、ことしの7月に保険証の更新といいますか、そのタイミングがございました。それで広域連合の中で協議する中で短期証を発行するというふうな基準も設けられておまして、20年度の税額の2分の1以上の方が滞納されたら短期証を発行と、2分の1以内は全期証という一つの基準が設けられております。その中で滞納者55名の内訳なんです、短期証発行の基準となります方は23名でございます。

それから、2分の1以内の滞納の方については28名、それから、未納のままお亡くなりになった、それから町外へ転出された方が4名ということで、55名の内訳でございます。

それで、滞納対策といたしましては、年度内から、20年度から文書によります催告、それから電話、それから、お呼びしましての納税相談というふうな形で行わせていただきましたが、結果、ただいま申し上げました状況でございます。

それで、納税相談を受ける中で、事情をお聞きする中でのお話ですが、保険料が譲渡所得等も含めて申告の所得額が上がったことによって、多額の保険料になったというふうな方もございました。それから、将来的に孫の学費にとっておきたかったというふうなこともございました。それから、借金があつて、その返済を優先しているというふうな方もございました。この中でも軽減の対象となっている方も、若干、滞納者の中にはあるという状況でございます。

それで、滞納の理由といたしましては、20年度におきます、本来、基本が特別徴収というふうなことで、年金からの天引きということを中心に制度がスタートをいたしました。その中で90%以上が特別徴収、普通徴収は10%程度というふうな被保険者の中の割合を承知しておりまして、それが政府の特別対策によりまして、保険料の軽減措置が拡大されたというふうなことによりまして特別徴収ができなくなった、保険料の変更によりまして、社会保険庁が特別徴収として引いてくれないという事態も発生いたしまして、普通徴収に切りかえざるを得ないというふうなことで、普通徴収の比率が年度の途中からふえてまいりました。そして、そういったことによって、改めて普通徴収で納めてくださいというふうなご案内をしても、特別徴収で払っておるん違うんかとか、そういった勘違いであるとか、そこら辺が制度の不徹底なところでもあったんですけども、そういう行き違い等で納税がしていただけなかったというふうな方もございました。そういった今の、るる申し上げました状況の中で、年度末におきまして204万6,236円というふうな滞納額となってしまったという状況でございます。

すみません、決算資料の中で、27ページの中で、決算資料の中で未収金という調書がありますが、その数字と、ただいま申し上げました数字が若干、4万5,000幾らでしたか、違うと思います。これにつきましては、未収金調書ですので、調定額から収入を引いた差が未収金として資料として上げさせていただいております。その収入金額の中に過誤納としてお返しせんなん、21年度でお返しせんなん保険料も入っておりまして、それが20年度中に整理できなかったものですから、未収金としての額と滞納額がちょっと相違してしまったということございまして、滞納額については、ただいま申し上げました204万6,236円ということでございます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 滞納額は200万1,183円でいいんでしょう。決算書の204万6,236円は、これは4万5,053円が過誤として返済せないかん金額なんでしょう、それ

が含まれているのが204万、まあまあよろしいわ。今の説明された中で、いろいろとあったんですけども、これ1年、これは発足してから1年半でなんですかね、だから1年分ですわ。1年で200万起きておるわけですね、ですから、ことし以降、3年後には廃止するという民主党さんの話ですけども、それまでは続くわけなんで、これ廃止されても、これはこらえてもらえるわけにもいきませんので、だんだんこれもふえるんじゃないかなという気はするんですけども、確か94.35%というのは、いかにも他町村から比べて低いということは、私は何かやはり原因があるんじゃないかなというふうに思っておるわけです。

今も説明の中でありましたように、途中から後期高齢者医療保険になった場合、私が7月になったわけですけども、7月になったら、普通徴収で取られるわけですね。特別徴収してくれんわけなんで、そういうのも一つの滞納の原因というふうに言われたわけですけども、だけど、それだけではないんじゃないかなというふうに思っております、やはりもっともっと、私は担当課が怠けておるとは言いませんけれども、余りにもほかの市町村に比べて悪い実績が、不名誉な実績になっておりますので、私は一つ考えていただく、工夫をしていただくことにしていただかないかんと違うかなというふうに思っております。

宮津市さんなんかは99.07%なんですよ。京丹后市さんでも96.97%、非常に高い数値なんで、いかにも我々、与謝野町の徴収率が悪いということを申し上げて一工夫、一つまた頑張ってくださいなというふうに思っております。これは、いわゆる与謝野町の苦しさであらわれておるのかなと、一面、そういうことも伺えるわけですけども、一つ担当者の方で、このままではちょっと困りますので、来年はもう少し上がった徴収率にしていきたいなというふうに思っております。

それに関連いたしましてですね、今、短期証の話が出ておりましたけれども、短期証の発行者は何人、20年度であったのか、実績があったらお聞かせしていただきたい。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

先ほどの滞納の件で少し言い漏らしたといたしますか、追加で答弁させていただきますと、21年度に入りましても、当然、引き続き、その滞納者の方とのコンタクトをとりまして、滞納整理に努力はさせていただいております。その中で10月5日現在といたしまして、27人の方に102万1,895円、率にしまして49.9%、約50%の方の収納をさせていただいております。残り半分残っているわけですので、引き続きまして滞納整理に努力させていただきたいというふうに思っております。

それから、短期証でございますが、8月1日に被保険者証の更新ということで、させていただきました。先ほどの、その滞納整理の中で、短期証発行の基準ということで、20年度保険料の納付額の2分の1以内の中での基準といたしまして、現在7名の方に短期証の発行をさせていただいております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 現在、短期証は7名というふうに聞いたんですが、これは10月現在ということに理解したらいいんですか。8月現在で、私がいただいた資料では4名となっておったわけですけども、それから3名ふえたということで理解すればいいわけですか。それで、それに関連し

まして、もう一つお聞かせしていただきたいのは、資格証明書ですね、資格証明書の発行というのは、実際には実績があるのかどうか、ないのではないかなと思うんですけども、ということですね、広域連合の方でも資格証明の発行については、やはり慎重に取り扱うということになっておりまして、機械的にすぐ発行しないと、やはり現地の、現場の各市町村の担当によく話を聞き、相談しながら発行していきたいというふうな説明がたびたびございましたので、この資格証明書の発行の有無と、それから今後の取り扱いの方針ですね、ありましたら担当課としての方針をお聞かせしていただきたいなと思います。

議 長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

資格証明書につきましては、広域連合におきましてもしかして定規に発行しないというふうなことで決定されておりまして、このたびの証更新におきましても、資格証の発行はしないというふうな形で、現実、発行はされておりません。広域連合の決定によるものでございます。

それは理由といたしまして、保険料の滞納期間が1年間を経過していないというふうなことから、この21年度証更新時点におきます資格証の発行はないということで、先ほど申しました短期証の交付はさせていただいておりますけれども、資格証はございません。

議 長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 広域連合で聞いておりますとおりの方針というふうに、私の方では確認をさせていただきますので、今後とも、その取り扱いについては十分慎重に取り扱いをお願いをいたします。質問を終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第140号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第140号 平成20年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第10 議案第141号 平成20年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

井田議員。

9番（井田義之） 総務課長にお尋ねいたします。

私、いまだにいろいろな質問をしておりますながら、わからんのですけれども、もうぼちぼちちゃんとした、こういう格好でいいんだということになってきたのかなというふうに思っておりますが、まず1点、財産区の決算、我々が承認する決算ということについては、ここに上がっているのが全部の財産区ではないように思うんですけれども、ほかの財産区については、ここに上げるような数字がないのか、それとも上げなくてもいいのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 井田議員ご質問の、ほかに上げる数字ということでございますが、20年度までは予算からでもすけれども、線下保証の部分と土地の、20年度は売却がありましたけれども、その部分を収入と支出に上げるということにしておりまして、21年度からご存じのように各財産区の予算を上げさせていただいておりますので、その様式で決算が出るのは21年度決算からということになりますので、今年度は予算を編成した、それに基づく決算ということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 普通、地方自治法で定められた特別地方公共団体の決算とか予算については、当然前年度の繰り越しがあって、それから本年度というのか、これでいうならば20年度の収支があって、21年度への翌年度繰越額というのがあるんだろうと思うんですけれども、この地方自治法との関係、私もよくわからないんで、同じようなことを何回も質問しとるんですけれども、これはあくまでも単年度、単年度だけをここにあらわしてくるというのが基本的なルールなのかどうか、それから、その単年度だけあらわしてくるということで、例えば、ここに出ていますように、不用額があっても、今度は収入と支出と合わせて繰越金はゼロという、合わせの数字なんですすね。合わせておるということになつとるんですけれども、その辺がものすごく不自然なんですけれども、その辺についても別に規則的には、これでいいんだということなんでしょうか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今の点につきましては18年度、合併当初から問題がございまして、監査委員さんの指摘もございましたので、21年度から各財産区の収入、支出に分けて予算を編成させていただいております、せんだっての議会でも補正予算をお認めいただいたところでございますので、そういう格好で決算書が出てくるのは21年度の決算書からということでございます。それで、今、単年度というふうに申されたんですが、収入、支出に差し引きがゼロでございますので、この状況では翌年度への繰越財源は出てこないということで、いわゆる単年度、単年度の格好になったということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 前から言うておりますように、結局、ここに出てくる数字については町を通した数字というのか、町から財産区にいく数字だけがあらわれてきておるといふふうに感じるわけですね。実際には財産区にはかなりの繰越金もありますし、また、その中でいろいろ使われておる部分もあります。ところが、その数字がここには全然出てこんど、我々は、この数字を見る以外に、どこの財産区にどういう財産というのか、いろいろな金銭的な部分でも決算に出てこなければならぬ部分でもわからないわけですが、要はこの書式は、町の方から、こういう格好で数字を入れてくださいということで財産区に回されて、お願いをされて、財産区の方は町の指示にし

たがって、この数字を上げてこられて、それを決算書に上げておられるということですか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） この数字は、町を通過しまして財産区に支払いをさせていただいた額でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） ちょっと監査委員さんにお尋ねいたします。先ほど監査委員さんからのという言葉がありました。指導なのか、それとも調整なのか、その辺はわからんですけども。

先ほど言いました特別地方公共団体として、いわゆる、そこで議会を持たなければ我々、いわゆる町議会において、その決算を承認する我々には義務があるということですね、義務というのか、しなければならないというのが、特別地方公共団体の地方自治法に定められた法律。ところが、この数字では、どうしても私は理解がしにくいんです。やはり先ほど言いましたように、前年度の繰り越しもあり、また翌年度への繰り越しもあり、幾ら財産があるのかと、私はもう一つ進んでいけば、財産台帳まで、やはり我々を出していただきたいというふうに思っているんですけども、そのことはきょうはさておきまして、とりあえずこのままの数字では、私はなかなか不自然過ぎへんかなと、どういうんか、表面上だけの、本当に議会を通すための数字だというふうに受けとめるんですけども、監査委員さんとしての見解をお願いいたします。

議長（森本敏軌） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） お答えいたします。

先ほどから、総務課長が説明をしておりますように、合併当初から財産区の予算、決算については、議会に全部提案をして、議決なり同意を得るべきだというのが基本でございます。ところが、財産区によっては、まだ議会に、そうしたものを提案するという点について、非常に抵抗を持たれる財産区があったようでございまして、今、20年度までは町の会計を通ったものに限定をして、予算、決算を議会に提案をされていたと、それを一歩進んで21年度からは、全財産区の予算、決算を、この議会に提出するんだというように改善をされてきたわけでありまして、その数字そのものもさることながら、私としましては、当局の前向き努力を評価させていただいておるということでありまして、今後、21年度以降に、この議場で提案されました数字なり、それからまた関係書類なり、そういったものを今後、議論の対象にさせていただくというような形でご勘弁がいただければかというものが個人的な考え方ということです。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、足立代表監査委員さんに答弁をいただきまして、努力、監査委員さんを初め総務課長に、努力については十分認めたいというふうに思うんですが、やはり我々は、この平成20年度の決算の審議をして、21年度の決算審議についてはわからんわけですね。我々の任期も、もう終わりになりますし、だから私は、できれば今回の中で、今、代表監査委員さん言われたような数字が出てくるのが一番うれしかったかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても総務課長、前からいろいろと財産区の方々と協議をさせていただいておる努力については、十分認めなければならないというふうに思っております。ちょっと私も、まだ頭の中で整理できませんけれども、これで質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第141号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立多数であります。
よって、議案第141号 平成20年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第11 議案第142号 平成20年度与謝野町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

糸井議員。

10番(糸井満雄) それでは、水道会計について、1点だけ質問をさせていただきます。

水道会計につきましては、年々、第4次の拡張計画に基づいて工事が進められておると思っております。

決算書でも第4次の拡張計画に基づいて、配管の敷設工事等が実施されておるわけですが、第4次というのは、当初、平成何年でしたかな、十何年に決められてから実施されておるわけですが、この水道料金との絡みがございまして、合併当時150円の値上げをしたと、それまでは1,200円で推移しておったんですけれども、そういった中で、値上げは抑えるかわりにですね、この4次を、私の認識が間違っていたら指摘してくださいよ。4次の、これを一時縮小、並びに凍結するという方針になっておったように私は伺っておるわけですが、現在の、この第4次の全体の進捗状況といいますか、全体の進捗状況なり、今後の4次での進める拡張工事の計画ですね、それがわかりましたら、ちょっとお聞かせを願いたいなというふうに思います。

議長(森本敏軌) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) ご質問にお答えいたします。

第4次拡張計画につきましては、平成8年度に策定されまして、現在に至っているわけでございます。現在、4次拡張計画の中で終了しておりますのは、男山浄水場系の各施設、それから、大風呂の配水池が2基中1基というような形でございまして、当初の第4次拡張計画での総事業費としましては25億円を予定しておりました。その中で、現在まで整備を済ませてきましたのが、金額にいたしまして、約15億円ということで、進捗率にしますと約60%という形になります。今後についてですが、先ほど糸井議員からお話がありましたように、水道料金に非常に大きくかかりますので、おっしゃってございましたように、4次拡張計画については、一時据え置

いた形で、できるだけ料金にはね返らないように措置をしていくと、この方針については今もかわっておりません。しかしながら、以前から赤水の原因になっておりますような、老朽配水管ですとか、それから石綿管の敷設がえ等は、これは行っていかなければいけませんので、それに対する投資につきましては毎年行っております。

今後につきましても、配水管の敷設がえ、特に今現在、国道178号線のメイン管が、ほとんどまだ敷設がえを終えておりません。これを今後やっていきたいというふうに考えておりますし、それから、男山の第一水源となります、蛇谷から浄水場までの府道網野岩滝線ですか、そこにございます導水管、これがまだ石綿管になっております。これについても敷設がえを予定しております。しかしながら、この導水管につきましては、府道網野岩滝線の道路改良が計画的に進められるやにお聞きしておりますので、その概要を見据えた上で、今後は実施していきたいというふうに考えておまして、4拡の中では、今、申しあげました老朽配水管の敷設がえ、それから今の導水管の敷設がえを考えております。ただ、4拡の中での事業としましては、ほかに板列水源の再構築であるとか、石田の配水池をつくるだとかいうようなこともございます。しかし、これらについては現在の水需要から考えますと、当面は必要ないだろうと思っております。かわりに、これは同じく国道178号線のニュー喜楽屋さんから府中方向に向けまして、養護学校の下の方まで、ここにつきましては、現在メインになる配水管がございません。したがって、現在、岩滝海岸線が178号線にアクセスされまして、後に男山川にかかっております、男山大橋ですか、あのかけかえも計画にあるようでございますので、それらにあわせまして、新たに今後の開発を想定して、配水管を新たに敷設していくというようなことで、現在の予定では、今後の投資については、あと2億円ほどを予定しております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） わかりました。

大体60%の進捗ですということございまして、今後の予定としては配管の敷設がえ、こういったものを中心に大体2億円程度を投入していきたいと、こういうことだろうというふうに思います。この中には、4拡の中には今言われましたように、板列水源の整備も入っておったと思うんです。石田水源については、今も若干使用しておるのではないかなというふうに思うんですけれども、板列水源が大きな一つの拡張計画の一つだろうというふうに思っております。しかし、給水人口なんかも見てみますとですね、年々減少してらるんですね。18年から20年までを見ましても149人ですか、減少しておりますし、それに比例しまして有水量も減少の傾向にあります。18年度は若干ふえましたけれども、これは、この縦貫道のトンネル工事の関係の方々、夜勤のところに仮の小屋を建てて、かなり大勢の方がおられて、その人、方がおられたために18年度はふえたのではないかなと思っておりますけれども、19年、20年度と減少しております。そうしたことを考えますと、条例でもあります最高の供給率ですか、6,110トン、それから、給水人口7,900人、これにはもう相当、今の水量で十分賄えるのではないかなと、このように思っておりますので、私は4拡もとおりにする必要もないのではないかと、縮小というんか、今の敷設がえで、それを中心に行っていただいたらいいのではないかなというふうに思うわけですが、そういう今後の方針については、認識でよろしいでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

先ほど、施設の計画給水量と申しますか、浄水場の給水能力について6, 110トン、それから、計画給水人口7, 900人ということをおっしゃいましたが、これにつきましては、4拡が終了したら、この数字までいけますよということでございます。ちょっとこの辺は補足をさせていただきます。

しかしながら、今、ご指摘がございましたように、今の施設、耐用年数、あるいは修理等で更新するということが出てくると、それについては、また新たな増資を必要としますが、能力的にはおっしゃいますように、今現在の形を維持していけばやっつけいけるということですので、議員のご指摘の、今後の方針については、今を維持していくということで配水管等のみ手がけていくという考えで結構かと思えます。

10番（糸井満雄） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

上山議員。

3番（上山光正） 数点お尋ねします。

さきの簡易水道の決算審議の中で、簡易水道特別会計の管理職手当が26万9, 000円、それから上水道の方が、ただいま審議をしているわけですが37万4, 000円、これは、どのような内容でありますのか、ご説明がいただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

上水の方についております管理職手当につきましては、前課長の分でございます。それから簡易水道の方についております管理職手当につきましては、当時、私が所管をしておりましたので、その分の手当でございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） そうしますと今後も、21年度の次は決算になろうかと思うんですが、これを足して64万4, 000円というものが管理者手当として必要なわけですか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

上水としては現在1名分の管理職手当を見ておりますので、足してということにはならないというふうに思います。

すみません、ちょっと言葉足らずで申しわけないです。

今後、21年度も含めてですが、今後については、あくまでも課長を上水道の方の会計につけさせていただきます。したがって、簡易水道については、管理職手当というか、管理職がないという形で進めさせていただきますので、1名分だけということでございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） そうしますと、21年からは管理職手当は1名分だけということなんですが、そこで改めてお尋ねするんですが、それではなぜ、水道事業会計の方からのみ、この管理職手当が支払われるのか、私、この辺がどうしても合点がいかんのですが、その辺もご回答がいただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

おっしゃることはよくわかるんですが、一人の人間を0.5人ずつというのか、半分ずつ分けて人件費を措置するというようなことはルール上やっておりません。したがって、どちらかの会計に一人つけざるを得んということでございます。なお、公営企業会計につきましては、その事業会計の職員という形で任命されておりますので、さらに加えますと、あくまでも水道事業といえますのは、公営企業会計である上水の方が上位にあるという考え方のもと、上水道の方に課長をつけさせていただくということでございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） どうも、その辺が納得はできないのですが、会計的には、それは所管の課は一つですよね、水道課。でも会計的には簡易水道特別会計と、それから、上水道会計があるわけですね、それが何で管理職手当だけが上水道が負担しなければならないのかなという疑問をお尋ねしとるんです。当然、これは両会計から案分をして、もちろん管理職手当を支払うのが常道だと思うんですが、私の考えが間違っておりましたらですけれども、この辺はいかがですか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お気持ちはよくわかるんですが、ルール上、そういう形でさせていただくことになっておりますので、ご理解がいただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今、管理職手当ということでございますけれども、予算上の問題でございます、会計の総額の関係にもなるわけでございますけれども、課長を総係費の方から給料、それから当然、職員手当もですが、共済費の方も、すべてここで支払っておりますので、その課長を、ここにはりつけたという根拠は、先ほど吉田課長が申し上げたとおりでございますので、手法として、人間はここにおるんですけれども管理職手当、半分ずつということも可能ですけれども、簡水の管理職手当を出す基礎額が簡水にございませんので、こういうふうに通水の方から出しておるといってございまして。当然、事務は簡水も水道も課長が一人で管理をしておるといってございまして。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） 私、多くは申しませんけれども、やはり会計上は、給水条例の制定がありましたように、やはり会計が違うわけですからね、この辺のところはしっかりと、できたら案分でもしていただけたらありがたいかと、そうすると水道会計が赤字になれば当然、利用者が負担せんなんわけですから、その辺もお考えが願いたいとも。質問を変えます。

それで、次に、上水道の審議会委員報酬1万2,000円があるわけですが、これはどのような内容でしょうか。

議長（森本敏軌） 休憩します。

（休憩 午後 3時47分）

（再開 午後 3時49分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

答弁を求めます。

吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

先ほどの審議会の報酬の1万2,000円についてですが、まず、審議会の構成というのが上下水道審議会ということで上水道、それから簡易水道、それから下水道という3部門ございます。その中で上水道分につきましては、全体にかかります審議会報酬の、今の三つの部門で割りまして、3分の1分ということでございます。審議員さんのお一人の報酬が1日6,000円ということですが、半日しかお世話になっておりませんので3,000円ということで、それに3分の1の人数分を掛けさせていただいたということでございます。なお、欠席者もございましたので1万5,000円にはなっていないと、審議会の委員さん全部で15名おられるんですけども、3で割りますと5人分ということで1万5,000円になるわけですが、欠席者の方もおられましたので、1万2,000円という決算になっているということです。なお、昨年度は1回だけ審議会を開かせていただいたということです。

議 長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、同じように、この上下水道の審議会委員というのは、この報酬は簡易水道でも下水道でもあるんですか。

議 長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

それぞれでございます。

議 長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、この15名の皆さんが、この3部門を受け持っておられるのか、そうですか。受け持っておられるということですね。そうすると、同じメンバーだということですね、もちろん。そうすると上下水道審議会が1万2,000円の歳出と、それから、簡易水道でも同じと、下水道も同じということですね、はい、わかりました。

それから、次が変わりますけれども、配水及び給水費の修繕費ですね、配水管の漏水修理等に114万円の内容が上がっているわけですが、これは字のごとしと思うんですが、これは簡易水道のときに、この探知機でもって漏水部門を検索されるということがあったんでしょうか、それも、すべてこういうのは委託がされているのですか。

議 長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

まず、漏水調査についてですが、委託をしてやったようなことについては、上水道エリアについては、昨年度は実績はございません。なお、昨年度は本管の方に2件、給水管に2件、計4件の配水管の漏水がございまして、修繕をいたしております。しかしながら、この114万円というのはいささか金額が大きいと思われるかと思いますが、これにつきましては、ほかに大風呂配水池の水位計修繕工事、それから、ほかの給水管の移設工事、それから加圧ポンプ場のガラスの入れかえ等も、この修繕費の中から支出をしております。

議 長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） ちょっとこれ上水じゃないんですが、この簡水のときに漏水探知機を所持しておられるということなんですが、この漏水管の選別については、この探知機を使ってされておるわ

けですか。漏水探知機を使って、この漏水管の選別というのか、箇所を選定されておるんですか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

これについては、道路の方に自然にわいてきた部分について、それが通報によって発見されたというか、発見されて通報によって修理をさせていただいたと、漏水探知機につきましては、水がわいてきておりましたが、実際にわいてくる場所というのは、その真下が破損箇所とは限りませんので、その破損部分、ほんまのピンポイントの部分を探すために漏水探知機を使って調査をしています。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 簡水のと看に、その探知機には電磁誘導調査で、電磁何とか言われましたね、探知機のと看。どういふ機械を使っておられるんでしょうか、それでは金属探知機。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

ちょっとお話がごちゃごちゃになっているのかなと思ふんですが、電磁に関しましては配水流量計のと看にお話をさせていただいたと思ふます。漏水探知機につきましては、聴診器のようなものを当てて、それを耳で聞き分けるということでございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、その探知機の所有された年度とか、性能とかはわかりますか。わからなかったらいいです。そうすると今の与謝野町の上水、簡水の主なる鉄管、これはどういふ材質が使われているんでしょうか。

わからなかったらいいです。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

主にその鉄管といわれる部分につきましては、大きく分けまして鋼管と、鋼管と申しますのはライニング鋼管といつて、中が直接、鉄部分に触れないようにコーティングがしてあるやつでございますし、それからもう一つは、ダクタイル鑄鉄管といひまして、ちょっと鋼管の種類がちょっと違ふと、それにつきましては、中についてはライニングがしてあると、それは簡水につきましても上水につきましても同じです。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、ダクタイルの鋼管ですとか、あるいは、この鋼管ですね、これには金属管探知機、こういったものしかわからんわけですね。これも一つ、非金属管の音波探知機というのがあるんですが、これは俗に言う石綿セメント管であるとか、塩化ビニールであるとか、こういったものを、漏水を検査するものですね、こういうのがあるんですが、今、与謝野町にあるのはあくまでも金属管探知機ということですね。そしてまた、それを扱う職員さんは、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

金属探知機は、あくまでも金属を探すものでありまして、漏水探知機とは全く違ひます。漏水

探知機については金属であろうが、ビニールであろうが、その水が噴き出している音を聞き分けるというものでございます。

今、うちの水道課の職員で、経験を積んで音が聞き分けられるというのは3名ほどおります。ただし、簡水のときにも申し上げましたが、それはあくまでも漏水をしていることがはっきりしていて、その場所のピンポイントでこの真下というような位置づけでしかございませんので、広い範囲で、どこか漏水しているところを探すということではございません。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） それで、漏水漏れを調査するのに7キロぐらいの長さを、この毎分0.2リットルということなんで、1分間にコップ1杯分ぐらいの漏れも感知するという、こういう機械もあるわけですが、そういう機械じゃないわけですね。いや、わからなかったらいいです。

次にいきますが、薬品の購入状況ですね。これ上水でも簡水でも同じだと思うんですが、これ上水の場合PACと塩とで118万4,000円、それから簡易水道の医薬材料費として502万円とあるわけですが、これは同じものなんですか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） PACというのはパックと呼んでおりまして、ポリ塩化アルミニウムでございます。これについては上水で使っているのも、簡水で使っているのも同じものでございます。

それから、塩については急速ろ過器の工事請負のときに若干お話させていただきましたが、男山浄水場は次亜塩素を浄水場でつくっていると、そのときの材料が塩でつくっているものですから、その塩代が入っております。簡易水道については、その次亜塩素が精製された製品を購入しておりますので、次亜塩素という形で薬品代の中に入っております。以上です。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） この薬品についてはですね、今、ご説明いただきましたわけですが、しめて600万円ほどの軽費が今後もかかってくるというふうに予想できるわけですが、この薬品の購入方法ですね、これは旧町時代からの購入方法を引き継いで行っておられるのかどうかをお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えします。

ご指摘のとおりで、旧町からの形を引き継いでおります。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、過去にも、この複数業者との合い見積もりやななかいをとってされたわけですか。それとも一業者についての一番安いところで手を打たれたのか、この辺はどういうふうになっておりますでしょうかということと、時間がありませんので、先へきますが、薬品やなんかを経済的に購入しようと思うと、やはり見積もり業者をふやして、そして入札等によって単価を抑えていくという方法があるわけですが、こういったことはされているのでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

先ほど、旧町から引き継いでいる方法と申し上げましたのは、いわゆるトラックで持ってくる

ローリー受けであるとか、小口の小さなタンクを買うとか、そういう形の方法が、旧町からそのままの形で引き継いでいるということでございまして、その納入業者との契約につきましては、ちょっと私、何社でというのはちょっと今、資料がございませんが、3社以上の業者に見積もり依頼をしまして、その中で一番安価な業者と契約をさせていただいております。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） 当然そうだと思うんですが、そこで、上水と簡水においても同じ薬品を使われるんですから、ここは一括購入、こういったのも視野に入れて考えていただければ非常にありがたいかと、このように思うわけですが、上水と簡水と経理状態が違いますので、どちらかで購入しなければちょっと難しいと思うんですが、こういう方法があるということで、これを一つ考えてもらえるかどうか、この辺をお尋ねしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

薬品につきましては、その薬品の種類にもよるわけですが、いわゆる制度的な部分、要するに、その薬品で出る効果というのが、納入してから何日というような、ある一定の品質保持の基準というか、それに準じた形の、各メーカーが持っている、そういう管理の問題がございまして。今のように一括購入ということになりますと、どこか大きなストックヤードというんですか、品質を保持するための施設でもって、それらをすべておさめておくという倉庫がみたいなものが必要になってまいります。現実、私どもの方は、倉庫にものを置くということじゃなくて、それぞれじかに各浄水場が必要としているタンクに納入をさせていただいているということでございまして、それが、例えばトラックで運んでいただく場合には2トン単位ということで、その2トンで持ってこられる分については丸々一つの浄水場に入ってしまうということでございまして。

したがって、一括購入ということにはならず、それぞれの浄水場ごとであるとか、ただ、中でも次亜塩素のポリタンク使用の部分については一括購入でさせていただいておりますので、その部分については、例えば石田の浄水場やなんかについては簡易水道で買った次亜塩素素を回らせていただいているというようなこともございまして。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） 採算性が低い簡易水道が27年で統合するわけですから、やはりこうした上水の薬品等についても一括購入して、その軽費の削減に図るべきだと思うんですが、既によそはやっておりますので、この辺はぜひとも研究をお願いしたいということで終わります。

議長（森本敏軌） ここで休憩します。

（休憩 午後 4時07分）

（再開 午後 4時08分）

議長（森本敏軌） 再開します。

吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 私の方の、ちょっと見解を申し上げますと、今ご指摘いただいておりますようなことにつきましては、当然のこととしてやらせていただきたいと思います。ただ、その手法については、技術的にできることと、できないこと等がございまして、でき得ることについては、すべてクリアをさせていただくという意気込みでおりますので、その点についてはご理解

がいただきたいと思います。

議長（森本敏軌） はい、終わります。

ここで休憩します。

4時25分再開します。

（休憩 午後 4時09分）

（再開 午後 4時25分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議案第142号の質疑を続行します。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは、上水について質問させていただきます。

同じ水道課で簡水と上水とやっていたいておるわけですが、まず収納率、使用料の収納率、簡水の場合には99.34%、それから有収率についても、上水の場合には96.39%、簡水の場合は88.9%、かなり大きな開きがあると、いわゆる有収率については管が短いとか、平米数が少ないわけですから、というようなこともあるんですけども、そのほかに有収率については何か理由があるのかどうか、それから使用料の収納率について、岩滝は、これだけよい率でいっとなると、ところが、ほかの野田川、加悦の場合には悪いというあたりは、どういうあれがあるのか、同じ課でやっていたいてるのに、その辺は明確に答弁をお願いします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

まず、有収率についてでございますが、簡易水道のときにも申し上げましたけれども、特別に大きな上水と簡水の違いという部分については、全配水管の延長に比較して铸铁管の延長が、上水の方はかなり長いということだと思っております。上水の場合は铸铁管が占める割合が18%、それから、簡水は6%ということで、やはり铸铁管については漏水が少ないというふうに思っております。ただし、铸铁管について、上水道エリアについては、ほとんどが国道178号線の中におります。これらについては、かなり老朽化しておりまして、現在のところは大きな破損事故はございませんが、先日、橋立中学校あたり、道路改良関連で敷設がえを行っておりますが、铸铁管の肉厚が、もうほとんどないような状況で、ちょっとした、例えば金づち程度で、先のとんがった方でこんと当てたら穴が開くというような状況も見受けられております。ただ、今までのところにつきましては、この铸铁管の占める割合が大きいということが、かなり影響しているかというふうに思っております。

それから、収納率についての問題でございますが、これについては特別に上水と簡水に大きな違いがあるとは、私は思っておりません。ただ、収納率としては確かに開きがございますけれども、その特筆するべきと申しますか、特筆するような特徴という部分については、分析が仕切れていないとか、どういうことで上水がいいということが、明確なものがあらわれてないということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） この部分については、例えば、滞納部分は、収納率ですけども、滞納部分は結構多いんですね。なぜこんなに多いのかなというふうに思うんですが、不納欠損がゼロというの

はしっかりと評価しなければならないかなというふうにも思いますが、先ほど言いました、私は同じ課の中で簡水も上水も管理され、また収納についても努力をされておられるという状態ですので、この間も言いましたように、一つの水道施設、ライフラインとして、やはりいい方に近づけるような努力はしっかりとさせていただきたいなということで、要望をしておきたいというふうに思います。

それから、その過日、私、簡水について20万トンで5,000万円ほどの云々ということを行いました。野村議員の方から修正がありました。そこで、水道課長も野村議員の言われるとおりですという答弁がありました。当時、私がちょっと言葉不足だったんやないかなというふうに思っております。今、簡水の質問になって申しわけないんですけども、簡水で20万トン以下の上水施設は幾つありますか。

議 長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

簡水の方の年間の部分で、決算資料の173ページに記載をさせていただいております。年間総有収水量ということで、20年度で20万トン以下の部分につきましては、与謝水道、奥滝水道、峠水道、桜内水道、温江水道、明石水道、香河水道、岩屋水道、山田水道、以上でございます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほど言いましたように、簡水と上水については有収率が全然違うという状態の中で、20万トンの水が確保できれば、20万トン以下の施設が外せるというのか、何とかパイプさえつなげば、それで間に合うという意味で、私は5,000万円といかなくても、幾らのかの経費節減になるん違うかなということで質問をさせていただいたということを申し上げて、質問を終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第142号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第142号 平成20年度与謝野町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

ここであらかじめ申し上げます。本日、議事の都合、午後5時以降も続行します。

次に、日程第12 請願第2号 肝炎対策基本法の制定に関する請願を議題とします。

本案については文教厚生常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議

長に提出されております。本案について委員長の報告を求めます。

野村委員長。

文教厚生常任委員長（野村生八） 本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

受理番号2、付託年月日、平成21年9月3日、件名、肝炎対策基本法の制定に関する請願書。審査の結果、採択すべきものと決しました。

次に、請願の審査の状況について報告をいたします。

9月11日に委員会を開催をいたしまして、請願者の竹島香代子氏と、紹介議員の廣野安樹議員の出席をいただきまして、思いを聞かせていただきました。

請願者の、そのときに言われた内容を簡単にまとめましたので報告いたします。

平成3年の健康診断で、肝機能の異常が見つかり即入院になった。最初、約100万円でインターフェロンをし、保険適用になったのもう一度行ったが髪が抜けて熱が出て座薬を入れながら働いた。数値が下がりはしたが治らなかった。

肝機能が低下し静脈瘤ができ、強力アミノファーゲンCを週3回注射し、薬をいっぱい飲んで現状を維持している。肝炎が、自分の不摂生や不注意でなったのでないので納得がいかない。昭和44年以前のことで、カルテもないし病院もないので国を訴えている訴訟の原告にもなれない。既に肝硬変にもなっており、いつがんになってもおかしくない。治療費や今後の生活の不安など、体のしんどさと不安な気持ちで暮らしている。

国の医療の貧困でなった病気なので、年約12万円の医療費は全員、国で見してほしい。C型肝炎の多くは国の責任でなった病気であることを認め、基本法をつくってほしい。検査も無料でほしい。年金もなく働けないし、病気になると生活が苦しくなる。生活支援もお願いしたい。

このような内容だったということでございます。

次に、それを受けまして、委員会で審議をいたしました。

それぞれ委員から意見が出されました。

主な意見として、国では、平成20年から平成26年までの実施期間で年256億円の対策をしている。今の対策では不備があるので、与野党双方で法案を出したが継続審議になった。認定される人の基準を改正する必要がある。生活苦のことも入れて意見書を出すべきだ。国の責任は免れない。請願は全面的に採択したい。

このような、それぞれの委員さんから意見が出され、採決の結果、全員賛成で、採択すべきものと決定いたしましたことを報告をいたします。

ぜひ、議員全員のご賛同をいただきまして、この請願を採択していただきますよう、お願いを申し上げます。

議長（森本敏軌） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより請願第2号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものとされております。したがって、本請願は委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、請願第2号 肝炎対策基本法の制定に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第13 意見書案第3号 薬害C型肝炎ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書案を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条3項の規定により、文教厚生常任委員長から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(奥野 稔) それでは、事務局から朗読をいたします。

意見書案第3号、平成21年10月6日、与謝野町議会議長 森本敏軌様、提出者、与謝野町議会文教厚生常任委員会委員長 野村生八

薬害C型肝炎ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)です。

上記の議案を別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条3項の規定により提出します。

以上でございます。

議長(森本敏軌) 提出者より提案説明を求めます。

野村委員長。

文教厚生常任委員長(野村生八) それでは意見書(案)について、提案説明を行います。

まず、意見書案を朗読させていただきます。

薬害C型肝炎ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)

平成20年1月16日に施行された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」により、裁判所においてカルテや投薬証明などによって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に対し、症状に応じて給付金を支払うこととなった。

しかしながら、C型肝炎は感染してから発症までに10年から30年を経過するのに対し、カルテの保存義務は5年のため、1万人以上といわれる患者の90%以上はカルテによる証明が難しく、特措法による救済対象から外されかねない状況にある。

裁判所において国は、医師の証人調べや過重な裏づけ証明を患者側に求めるため、提訴すること自体が阻害され、特措法による救済を一層困難にしている。このため薬害C型肝炎患者を含むB型、C型肝炎、約350万人のウイルス性肝炎患者は進行する病状、インターフェロンのすさまじい副作用、肝臓がんによる死への恐怖にさいなまれ、みずから命を失う者も数多くなっている。

加えて、高い医療費の負担や生活に苦しみ、いわれなき社会的差別、偏見を受けるC型肝炎患者は、国の責任において早急な救済を求めている。

よって、国におかれては、衆参両院の厚生労働委員会で決議もされていることから、下記の事項について、速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

1. カルテがないC型肝炎患者についても手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師等の投与事実の証明、または本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、薬害C型肝炎患者と認定し、「特措法」の適用による救済を図ること。

2. ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、ウイルス性肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度の拡充を初めとした医療費、生活費の助成措置、インターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。

3. ウイルス性肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と肝炎治療法、治療薬の開発促進を図ること。

4. ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。

5. 薬害再発防止策の構築を図ること。

6. 総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

という内容でございます。

先ほど議決いただきました請願の審査の中で、請願者の竹島氏の思いを重く受けとめ、全員で請願を委員会において採択することに決定したわけですが、それに基づいて、できることとして、まず、委員会で意見書を出そうということになりまして、10月6日委員会を開きまして、その思いを全面的に受けとめた意見書として、この内容を委員全員で決定をして、本日、提案させていただいております。よろしくご審議いただきまして、全員のご賛成をもちまして、意見書として国に送っていただきますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

野村委員長、自席にお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより意見書案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号 葉害C型肝炎ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 議員派遣の報告を行います。

平成21年7月30日、京都市ルビノ京都堀川で開催されました、京都市市町村議会議員研修会の議員派遣について、緊急を要したため議長において派遣を決定しましたので、報告しておきます。

次に、日程第15 議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付しておりますように、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しておりますように、議員を派遣することに決定しました。

次に、日程第16 閉会中の継続審査(調査)申出書を議題とします。

暫時休憩します。

(休憩 午後 4時46分)

(再開 午後 4時48分)

議長(森本敏軌) 休憩を閉じ、会議を再開します。

3常任委員会から審査調査中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査(調査)の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他はすべて議了しました。

会期を4日残しておりますが、これをもちまして、第26回平成21年9月定例会を閉会します。

第26回平成21年9月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月3日に開会いたしました第26回9月定例会は10月13日までの41日間の会期という長い日程でありましたが、4日間の会期を残し本日、本定例会に付されました、すべての議案を可決、また認定し、その他すべて議了しました。予定より早く閉会することができました。これも一重に議員の皆さん、町長初め理事者の皆さんの円滑な議会運営にご理解とご協力をいただいた賜であり、議長として心から感謝を申し上げます。

この間、議員の皆さん、また、太田町長初め理事者の皆さんにおかれましては、終始真剣に緊張感を持って臨んでいただきました。大変お疲れさまでございました。

今定例会において、一般質問では災害防災対策、リフレかやの里再開、新型インフルエンザ対策、総合庁舎への移行など、町が直面する課題、問題について理事者の見解がただされました。また、補正予算4号では、災害復旧について、また、給水条例の一部改正について、辺地にかかる総合整備経過について活発な審議をいただきました。また、補正予算5号については、有線テ

レビ拡張事業、住宅改修助成事業、命の里事業、商工業支援事業と振興事業などについても活発な質疑審議をいただきました。

特に、今定例会は20年度決算認定について、5日間にわたり審議をいただきました。20年度予算については、太田町長の予算方針のもと、総合計画に抱える事業の推進、また、行政改革大綱の目標達成に向けての、いずれもの遂行元年として行政の効率化を図り、新町の一体感の醸成が図れる事業に取り組み、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本に、事業にメリハリをつけ、持続可能な発展となるよう、限られた財源の中で住民との協働を基本に町政を推進し、効率的でかつ効果的に町民の付託にこたえる予算編成をいただいたと思っております。これらのことを踏まえ20年度予算執行がされました。この予算執行に当たり、太田町長の主要施策の遂行にどれだけの効果や成果が上がったか、また適正に執行されたかについて、すべての議員の皆さんから、それぞれの所管にわたって質疑、審議を行っていただきました。特に行政改革大綱の遂行状況、財政問題、経常収支、庁舎の統合問題、税や使用料など、滞納、未収の対応、入札制度などについて熱い質疑、審議がされたと思っております。

今定例会、決算認定を初め、一般質問や補正予算など多くの議案審議を行っていただく中で、各議員から多くの指摘や提案など申し上げました。これも町の発展を願ってのことであり、無理な点もあったかと思いますが、今後のまちづくりに繁栄していただければと思っております。

平成20年度決算認定に当たり、与謝野町財政健全化審査意見書が監査委員会から提出されており、4指標について、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はないとされており、安堵いたしておりますが、平成大合併の第1号とされた篠山市は、この4月で新市発足から10年が過ぎました。だが、合併の優等生として持てはやされた面影はなく、一歩間違えれば破綻しかねない財政危機に直面している。天国から地獄への転落、市は2007年に公表した財政見通しで早晩に予算が組めなくなることを明らかにしたと報道されております。

このことを踏まえ、与謝野町において、こういった状況に陥らないよう、厳しい状況ではありますが、合併してよかったと言える持続可能な町として、行政と議会の車の両輪はもちろんのこと、町民を加えた3輪が一体となって前に進みますことを願っております。結びに皆様のご健勝と一層のご活躍を心から祈念申し上げ、第26回平成21年9月定例会の閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

本当に長時間ご苦労さまでした。お疲れさまでございました。

ここで、太田町長から発言の申し出がありますので、受けたいと思います。

町長（太田貴美） 第26回平成21年9月与謝野町定例議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月3日の開会から本日まで37日間にわたり、平成20年度決算13件を初め、条例改正4件、専決処分を含む補正予算6件、請負契約締結4件など、重要事項のご審議をお願いしてきたわけでございますが、議員の皆様には本会議や、あるいは各常任委員会におきまして、ご熱心にご議論いただき、全議案を原案どおりご承認賜りました。

特に、住民の日常生活に密着した課題について、多くの質疑をちょうだいいたしました。中でも、ことし8月に発生しました台風9号の災害復旧費を専決処分させていただいた平成21年度一般会計補正予算（第4号）では、役場の対応に対し真摯なご意見をいただきましたし、給水

条例の一部改正につきましては、住民の目線に立ったご意見をちょうだいいたしました。決算認定に対しましても、リフレかやの里の問題を初め、今後の町政運営にとって貴重なご意見をちょうだいしたものだと思っております。ここに深くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、昨日は、ここ10年来で最大の勢力を保ったまま、本州に上陸いたしました台風18号により、各地で甚大な被害が発生しているようでございます。当町におきましては幸い事なきを得ましたが、改めて自然の猛威に対する備えの重要性を痛感しております。

江戸時代中期に活躍し、儒学者の最高権威と言われた佐藤一斎は「逆境に遭ふ者は宜しく順境を以ってこれを処すべし、順境に居る者は宜しく逆境を忘れざるべし」との名言を残しております。逆境にある人ほど、順調なときの気持ちを保つことが必要であり、逆に順調なときには逆境のときの大変さを忘れないよう気をつけなければならないといった、そうした意味だろうというふうに思います。

本格的な台風シーズンの真ただ中にあります現在、住民の皆様にも、自分たちの安全は自分たちで守るという自衛意識を引き続きお持ちいただくことと、備えあれば憂いなしの言葉どおり、今後とも災害の備えに万全を期してまいりたいというふうに思っております。

議員の皆様には自然災害を含め、当町之最優先課題であります安心、安全のまちづくりに対し、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げまして、本定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

(閉会 午後 4時53分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員